

豊島区国民保護計画
[資料編]

平成 1 9 年 4 月
豊 島 区

- 本資料編は、東京都国民保護計画資料編を参考に広域的な避難を念頭に置いて作成しました。
- 地域別の世帯及び人口、避難所一覧及び応急対策用資器材等につきましては、豊島区地域防災計画をご覧ください。
- 災害等危機事案発生時の段階的な区の実施体制等について要綱を制定しましたので、掲載しています。

目 次

1 地理的・社会的特徴

- 1 豊島区の気候
- 2 区内の幹線道路
- 3 区内の鉄道の概況

2 実施体制等

- 1 豊島区災害等危機事案発生時の対処要綱
- 2 豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置要綱
- 3 豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例
- 4 豊島区特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱
- 5 生活関連等施設の種類及び所管省庁一覧
- 6 関係報道機関一覧

3 関係機関

- 1 指定行政機関
- 2 指定地方行政機関
- 3 防衛省及び自衛隊
- 4 都道府県
- 5 区市町村
- 6 指定公共機関
- 7 指定地方公共機関

4 避難

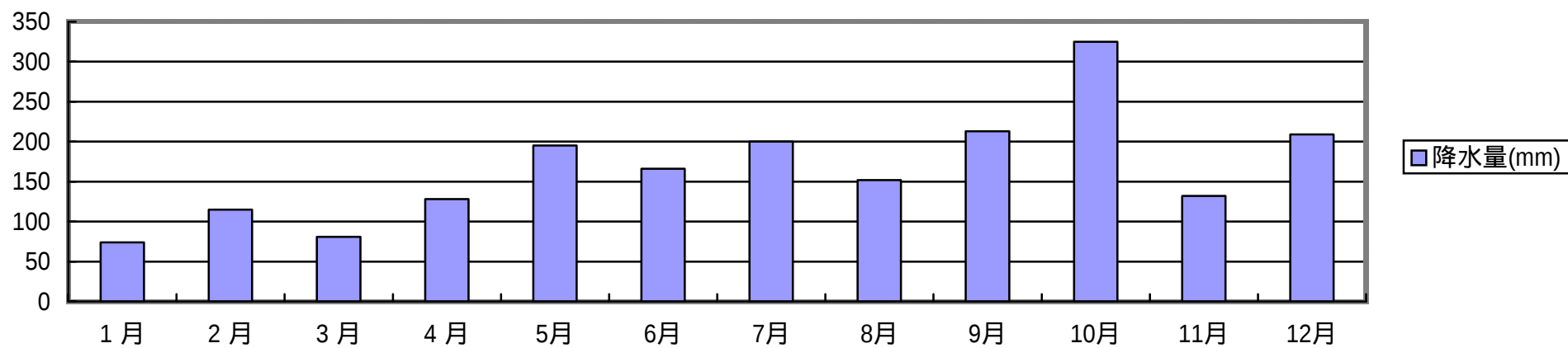
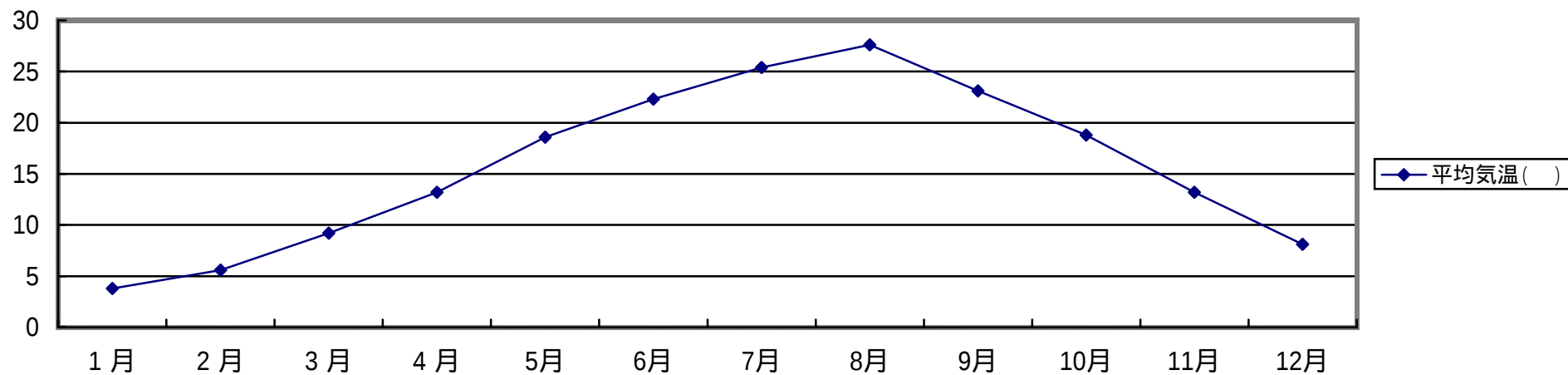
- 1 区市町村別人口及び世帯数
- 2 区市町村別昼間・夜間人口

5 救援

- 1 救援の程度及び方法の基準
- 2 地域内輸送拠点一覧
- 3 大規模救出・救助活動拠点候補地
- 4 災害時臨時離着陸場候補地一覧
- 5 火葬場一覧
- 6 動物の保護等に関する通知
- 7 安否情報省令
- 8 公用令書等の様式

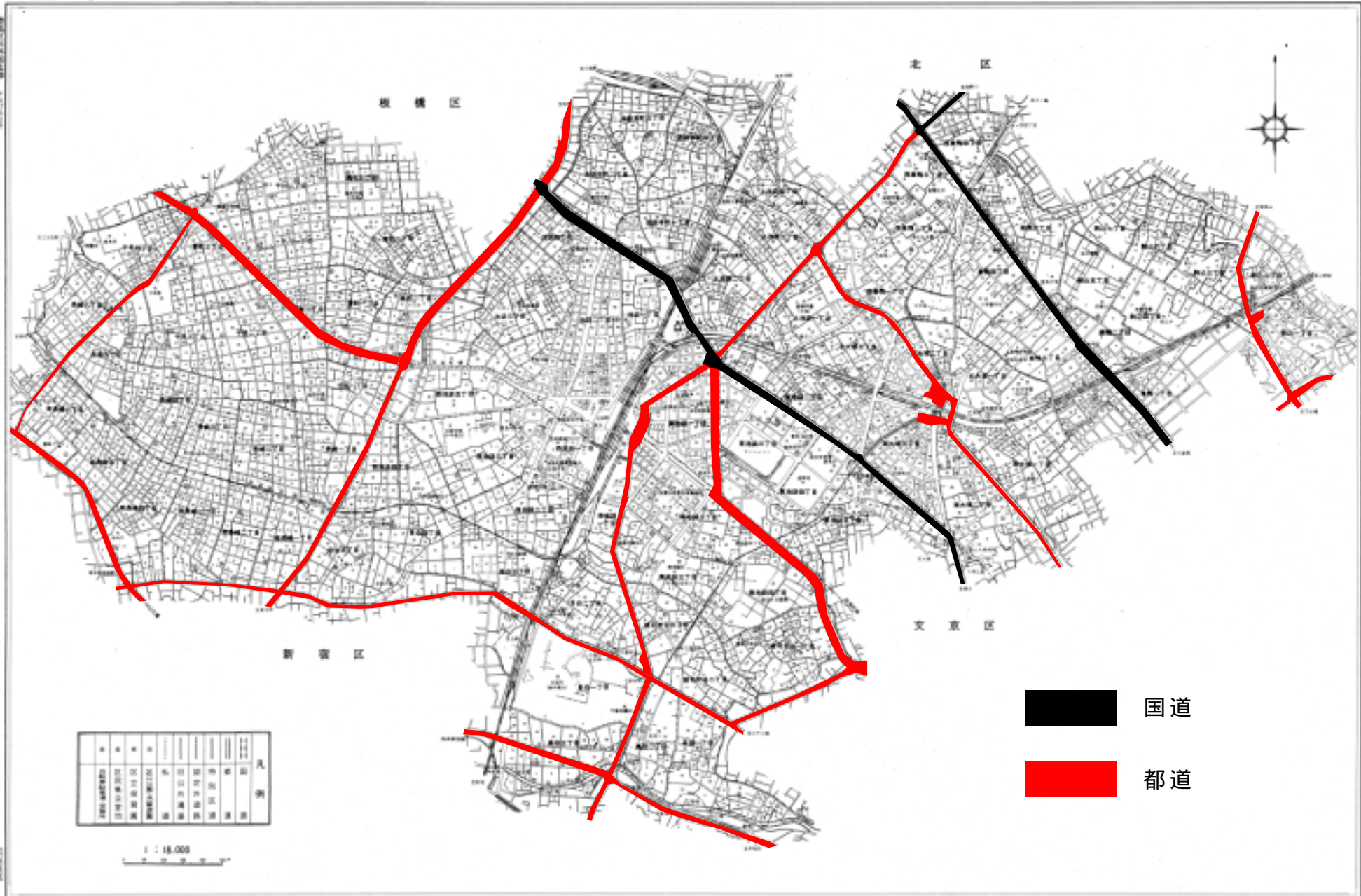
1 地理的・社会的特徴

豊島区の気候（平成18年中）



データは練馬区観測地点（北緯 35 度 44 分、東経 139 度 40 分）のもの。（気象庁 HP より）

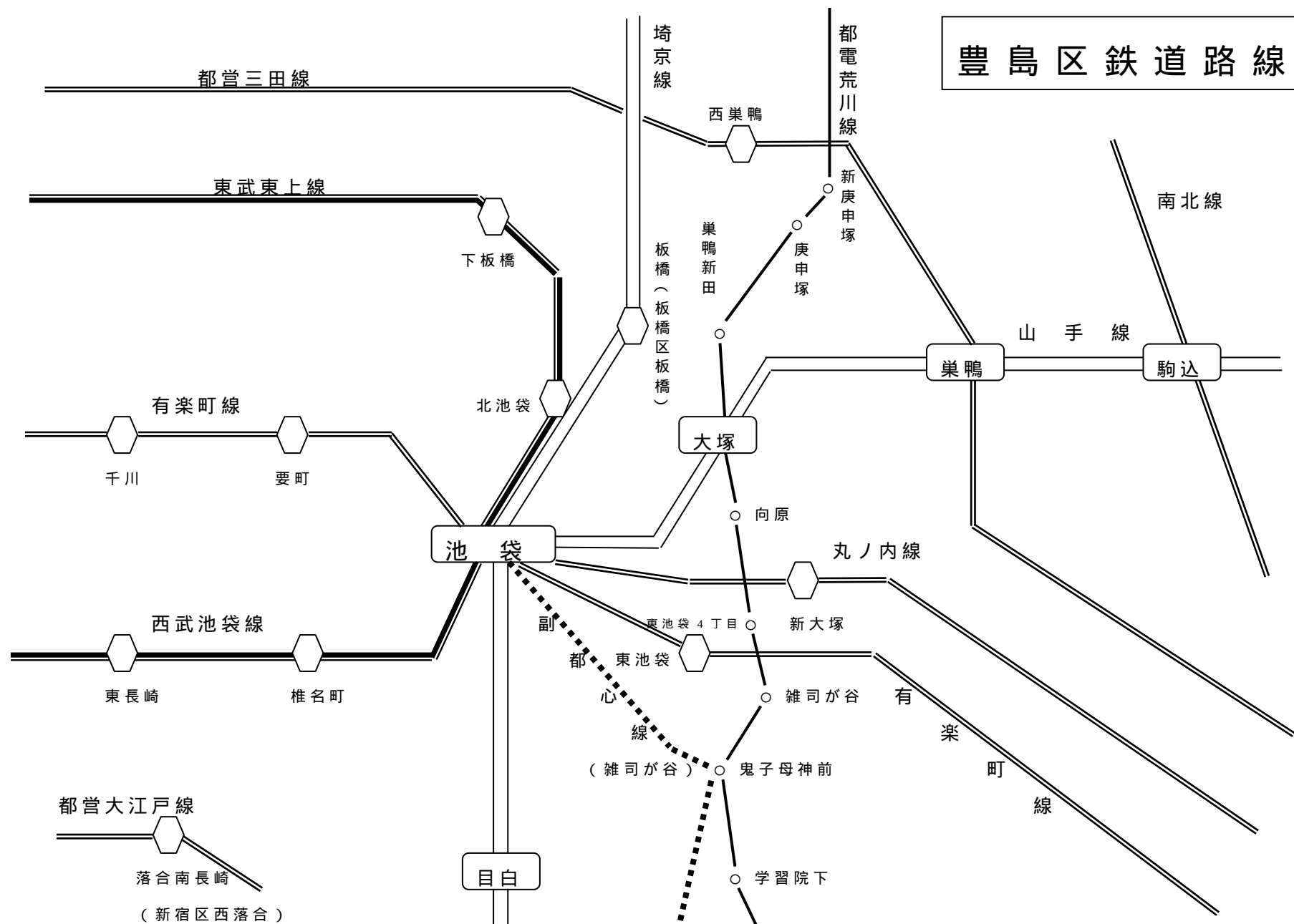
豊島区



区	町	丁目	番	号	備考	凡例
豊島区	豊島	1	1	1		
豊島区	豊島	1	2	1		
豊島区	豊島	1	3	1		
豊島区	豊島	1	4	1		
豊島区	豊島	1	5	1		
豊島区	豊島	1	6	1		
豊島区	豊島	1	7	1		
豊島区	豊島	1	8	1		
豊島区	豊島	1	9	1		
豊島区	豊島	1	10	1		
豊島区	豊島	1	11	1		
豊島区	豊島	1	12	1		
豊島区	豊島	1	13	1		
豊島区	豊島	1	14	1		
豊島区	豊島	1	15	1		
豊島区	豊島	1	16	1		
豊島区	豊島	1	17	1		
豊島区	豊島	1	18	1		
豊島区	豊島	1	19	1		
豊島区	豊島	1	20	1		
豊島区	豊島	1	21	1		
豊島区	豊島	1	22	1		
豊島区	豊島	1	23	1		
豊島区	豊島	1	24	1		
豊島区	豊島	1	25	1		
豊島区	豊島	1	26	1		
豊島区	豊島	1	27	1		
豊島区	豊島	1	28	1		
豊島区	豊島	1	29	1		
豊島区	豊島	1	30	1		
豊島区	豊島	1	31	1		
豊島区	豊島	1	32	1		
豊島区	豊島	1	33	1		
豊島区	豊島	1	34	1		
豊島区	豊島	1	35	1		
豊島区	豊島	1	36	1		
豊島区	豊島	1	37	1		
豊島区	豊島	1	38	1		
豊島区	豊島	1	39	1		
豊島区	豊島	1	40	1		
豊島区	豊島	1	41	1		
豊島区	豊島	1	42	1		
豊島区	豊島	1	43	1		
豊島区	豊島	1	44	1		
豊島区	豊島	1	45	1		
豊島区	豊島	1	46	1		
豊島区	豊島	1	47	1		
豊島区	豊島	1	48	1		
豊島区	豊島	1	49	1		
豊島区	豊島	1	50	1		
豊島区	豊島	1	51	1		
豊島区	豊島	1	52	1		
豊島区	豊島	1	53	1		
豊島区	豊島	1	54	1		
豊島区	豊島	1	55	1		
豊島区	豊島	1	56	1		
豊島区	豊島	1	57	1		
豊島区	豊島	1	58	1		
豊島区	豊島	1	59	1		
豊島区	豊島	1	60	1		
豊島区	豊島	1	61	1		
豊島区	豊島	1	62	1		
豊島区	豊島	1	63	1		
豊島区	豊島	1	64	1		
豊島区	豊島	1	65	1		
豊島区	豊島	1	66	1		
豊島区	豊島	1	67	1		
豊島区	豊島	1	68	1		
豊島区	豊島	1	69	1		
豊島区	豊島	1	70	1		
豊島区	豊島	1	71	1		
豊島区	豊島	1	72	1		
豊島区	豊島	1	73	1		
豊島区	豊島	1	74	1		
豊島区	豊島	1	75	1		
豊島区	豊島	1	76	1		
豊島区	豊島	1	77	1		
豊島区	豊島	1	78	1		
豊島区	豊島	1	79	1		
豊島区	豊島	1	80	1		
豊島区	豊島	1	81	1		
豊島区	豊島	1	82	1		
豊島区	豊島	1	83	1		
豊島区	豊島	1	84	1		
豊島区	豊島	1	85	1		
豊島区	豊島	1	86	1		
豊島区	豊島	1	87	1		
豊島区	豊島	1	88	1		
豊島区	豊島	1	89	1		
豊島区	豊島	1	90	1		
豊島区	豊島	1	91	1		
豊島区	豊島	1	92	1		
豊島区	豊島	1	93	1		
豊島区	豊島	1	94	1		
豊島区	豊島	1	95	1		
豊島区	豊島	1	96	1		
豊島区	豊島	1	97	1		
豊島区	豊島	1	98	1		
豊島区	豊島	1	99	1		
豊島区	豊島	1	100	1		

1 : 18,000

豊島区地図



豊島区鉄道路線図

豊島区内鉄道各駅所在地一覧

(平成19年3月末現在)

- 1 J R 東日本
 - 駒込駅 豊島区駒込 2
 - 巣鴨駅 豊島区巣鴨 1
 - 大塚駅 豊島区南大塚 3
 - 池袋駅 豊島区南池袋 1
 - 目白駅 豊島区目白 3
- 2 東武東上線
 - 池袋駅 豊島区西池袋 1 - 1 - 2 1
 - 北池袋駅 豊島区池袋本町 1 - 3 6 - 6
 - 下板橋駅 豊島区池袋本町 4 - 4 3 - 1 1
- 3 西武池袋線
 - 池袋駅 豊島区南池袋 1 - 2 8 - 1
 - 椎名町駅 豊島区長崎 1 - 1 - 2 2
 - 東長崎駅 豊島区長崎 5 - 1 - 1
- 4 都営地下鉄三田線
 - 巣鴨駅 豊島区巣鴨 3 - 2 7 - 7
 - 西巣鴨駅 豊島区西巣鴨 3 - 2 5 - 1 3
- 5 東京地下鉄(東京メトロ)
 - 千川駅(有楽町線) 豊島区要町 3 - 1 0 - 7
 - 要町駅(有楽町線) 豊島区要町 1 - 1 - 1 0
 - 池袋駅(有楽町線、丸ノ内線共通)
豊島区西池袋 3 - 2 8 - 1 4
 - 東池袋駅(有楽町線) 豊島区東池袋 4 - 4 - 4
 - 駒込駅(南北線) 豊島区駒込 2 - 1 - 4 0
- 6 都電荒川線
 - 荒川電車営業所 荒川区西尾久 8 - 3 3 - 7
 - 大塚駅前停留場 豊島区南大塚 3
- 7 他区管内関係駅舎
 - J R 東日本埼京線板橋駅 板橋区板橋 1
 - 都営地下鉄大江戸線落合南長崎駅 新宿区西落合 3 - 1 - 1 8
 - 東京地下鉄丸ノ内線新大塚駅 文京区大塚 4 - 5 1 - 5

データは各鉄道事業者HPより転載

2 实施体制等

豊島区災害等危機事案発生時の対処要綱

〔 平成19年3月30日
区 長 決 裁 〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、災害、重大事故及び武力攻撃事態対処法（平成15年法律第79号）に基づき政府が対処方針を定める事態に発展するおそれがある場合において、これら災害等危機事案の発生に対処するため、情報の収集及び分析並びに対応策の立案及び実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「危機情報」とは、次に掲げる災害等の危機の発生又はそのおそれに関する情報をいう。

（1）自然災害

- ア 地震災害
- イ 風水害
- ウ 火山災害
- エ その他自然現象による災害

（2）重大事故

- ア 鉄道又は車両等に係る事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- イ 大規模な火災又は爆発事故であって多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- ウ 危険物、ガス、毒劇物等の大量流出事故
- エ ライフラインに係る事故であって区民生活に重大な影響を与えるもの
- オ その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、又は生じるおそれのある事故

（3）重大事件等

- ア 大規模な騒乱、テロリズム等で重大な人的被害又は物的被害が生じ、又は生じるおそれのあるもの
- イ 致死率又は伝搬性が高い等の重篤な感染症の発生
- ウ その他重大な人的被害又は物的被害が生じ、又は生じるおそれのある事件

（危機管理情報室の設置）

第3条 危機管理監は、災害等の危機事案が発生したときは、危機情報を収集するため直ちに危機管理情報室を設置するものとする。

危機管理情報室は、豊島区国民保護計画（平成19年3月30日18豊総危発第59号区長決定）第2編第1章第1、2「区職員の参集基準」に定める担当課室体制をとる場合において準用する。

(危機管理情報室の構成)

第 4 条 危機管理情報室の構成は次のとおりとする。

- (1) 危機管理情報室長は、総務部危機管理担当課長が兼務する。
- (2) 危機管理情報室長を補佐するため、危機管理情報室に副室長を 2 名置き、防災課長と治安対策担当課長が兼務する。
- (3) 危機管理情報室に次に掲げる職員を置く。
 - ア 危機管理担当係長
 - イ 治安対策担当係長
 - ウ 防災課長が指定する係長級の職員 2 名
 - エ その他必要に応じて危機管理監が指定する職員

(危機情報の収集)

第 5 条 危機管理情報室長は、警察、消防等関係機関から効率的に危機情報を収集するものとする。

- 2 危機管理情報室長は、必要に応じて関係する課等に報告を求めることができるものとする。
- 3 危機管理情報室長は、報告を受け、又は収集した危機情報を直ちに危機管理監に報告するものとする。
- 4 報告を求められた課等の所属長は、業務調整を行い最優先して危機情報の収集に努めなければならない。

(危機管理情報室の位置)

第 6 条 危機管理情報室を危機管理担当課に置く。

(危機管理情報室の解散)

第 7 条 危機管理情報室は次に掲げる場合に解散する。

- (1) 災害等の危機事案が解消するなどして危機管理情報室の設置の必要がないと危機管理監が判断した場合
- (2) 第 8 条に定める緊急事態対策室を設置した場合
- (3) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）に基づき、次のいずれかの対策本部を設置した場合
 - ア 豊島区災害対策本部
 - イ 豊島区国民保護対策本部
 - ウ 豊島区緊急対処事態対策本部

(緊急事態対策室の設置)

第 8 条 区長は災害等の危機事案が発生した場合において、危機管理情報室に集約された情

報又は危機管理情報室が設置される前に報告された情報を総合的に判断して、さらに全庁的な情報の収集、対応策の検討などが必要な場合は、直ちに緊急事態対策室を設置するものとする。

緊急事態対策室は、豊島区国民保護計画第2編第1章第1、2「区職員の参集基準」に定める緊急事態連絡室体制をとる場合において準用する。

（緊急事態対策室の構成）

第9条 緊急事態対策室の構成は次のとおりとする。

- (1) 緊急事態対策室長は、危機管理監が兼務する。
- (2) 緊急事態対策室長を補佐するため、緊急事態対策室に副室長を置き、総務部危機管理担当課長が兼務する。
- (3) 緊急事態対策室に次に掲げる管理職の職員を置き、情報の精査を図るものとする。
 - ア 総務課長
 - イ 防災課長
 - ウ 治安対策担当課長
 - エ 広報課長
 - オ その他区長が必要と認めて指定する管理職の職員
- (4) 緊急事態対策室に次に掲げる職員を置く。
 - ア 危機管理担当係長
 - イ 治安対策担当係長
 - ウ 防災課職員
 - エ 総務課長が必要に応じて指定する総務課職員及び災害対策要員
 - オ 広報課長が指定する広報課職員
 - カ その他危機管理監が必要と認めて指定する職員

（緊急事態対策室の位置）

第10条 緊急事態対策室を本庁舎3階第1会議室に置く。

（対応策の立案）

第11条 副室長は、第5条の規定に準じて危機情報の収集を行うとともに、危機情報を分析及び評価し、危機管理監の指揮のもと必要な対応策を立案するものとする。

（対応策の検討）

第12条 第11条の規定により立案された対応策を検討し、関係機関と連携した対策を速やかに実施するため、区長は豊島区危機管理対策本部を招集するものとする。

（緊急事態対策室の解散）

第13条 緊急事態対策室は次に掲げる場合に解散する。

- (1) 災害等の危機事案が解消するなどして緊急事態対策室の設置の必要がないと区長が判断した場合
- (2) 災害対策基本法又は国民保護法に基づき、次のいずれかの対策本部を設置した場合
 - ア 豊島区災害対策本部
 - イ 豊島区国民保護対策本部
 - ウ 豊島区緊急対処事態対策本部

(連絡体制)

第 14 条 危機管理情報室長又は緊急事態対策室長は、災害等に迅速に対応するため、豊島区地域防災計画又は豊島区国民保護計画等であらかじめ定められた伝達系統により関係機関等との連絡体制を確保するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(引継ぎ)

第 15 条 災害等が、豊島区災害対策本部又は豊島区国民保護対策本部及び豊島区緊急対処事態対策本部(以下「災害対策本部等」という。)により対応することが決定された場合は、この要綱に基づき実施された業務は、災害対策本部等の活動に引き継がれるものとする。

(職員の招集等)

- 第 16 条 休日、夜間における災害等危機事案発生時の情報伝達は、現に定められている連絡体制を用いて宿直者が行う。
- 2 この要綱に基づき設置される室に必要な人員の召集については、職名で指定されている職員を除き、危機管理監又は危機管理担当課長が判断し指示する。
 - 3 参集する職員は、あらゆる手段を検討し、可能なかぎり速やかに登庁するものとする。

(身分の取扱い)

第 17 条 この要綱に基づき危機管理情報室又は緊急事態対策室で勤務する職員の身分の取扱いについては、総務部付けとし、室が設置された時点において区長が任命する。

(その他)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部設置要綱

（平成 19 年 3 月 30 日）
区 長 決 裁

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例（平成 18 年豊島区条例第 14 号。以下「条例」という。）第 6 条に基づき、国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「本部」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（本部員）

第 2 条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）第 28 条第 4 項に基づき、本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 国民保護法第 28 条第 4 項第 1 号に定める本部員
副区長
- (2) 同項第 2 号に定める本部員
教育委員会教育長（以下「教育長」という。）
- (3) 同項第 3 号に定める本部員
東京消防庁豊島消防署及び池袋消防署の副署長又は消防署長が指定する課長級の職員
- (4) 同項第 4 号に定める本部員
政策経営部長、総務部長、施設管理部長、区民部長、清掃環境部長、保健福祉部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、監査委員事務局長、区議会事務局長、選挙管理委員会事務局長、危機管理担当課長、治安対策担当課長、防災課長、その他本部長が必要と認めて任命する区の職員

（副本部長）

第 3 条 副本部長は、国民保護法第 28 条第 5 項に基づき、前条に定める本部員のうちから副区長、教育長の職にある者をもって充てる。

- 2 副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長が本部長の職務を代理する。
- 3 本部員が副本部長の職務を代理する場合は、総務部長である本部員、政策

経営部長である本部員、区民部長である本部員の順序により副本部長の職務を代理する。

（ 本部長室の構成 ）

第 4 条 本部長室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員

（ 本部長室の所掌事務 ）

第 5 条 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。

- (1) 部の設置に関すること。
- (2) 情報の収集、伝達及び報告に関すること。
- (3) 警報の内容の伝達に関すること。
- (4) 避難指示の伝達に関すること。
- (5) 退避の指示に関すること。
- (6) 避難実施要領の策定に関すること。
- (7) 避難住民の誘導に関すること。
- (8) 地域防災組織等に対する支援に関すること。
- (9) 住民への協力要請に関すること。
- (10) 救援の実施に関すること。
- (11) 応急公用負担に関すること。
- (12) 警戒区域の設定に関すること。
- (13) 現地対策本部の設置に関すること。
- (14) 現地連絡調整所の設置に関すること。
- (15) 都知事に対する重要な要請及び連絡に関すること。
- (16) 近接区等における応援に関すること。
- (17) 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請に関すること。
- (18) 前各号に掲げるもののほか、重要な国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）の決定に関すること。

（ 本部の設置場所 ）

第 6 条 本部の設置場所は、豊島区立生活産業プラザ地下 1 階とする。

2 本部が被災した場合などに備え、予備施設を次のとおり指定する。

- (1) 第 1 順位 本部庁舎 4 階議員協議会室
- (2) 第 2 順位 東部区民事務所又は西部区民事務所

(本部長の補佐)

第 7 条 本部長を補佐するため、第 8 条に定める国民保護指令情報部に、関係課の職員のうちから支援要員を置くものとする。

支援要員の指定は危機管理監が行う。

(現地対策本部)

第 8 条 本部長は、被災現地における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため現地における対策が必要である認めるときは、現地対策本部を設置する。

2 現地対策本部の分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 武力攻撃災害及び復旧状況の情報分析に関すること。
- (2) 都及び消防、警察等関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 現地職員の役割分担及び調整に関すること。
- (4) 自衛隊の部隊等の派遣要請についての意見具申に関すること。
- (5) 本部長の指示による国民保護措置の推進に関すること。
- (6) 各種相談業務の実施に関すること。
- (7) その他緊急を要する国民保護措置の実施に関すること。

2 現地対策本部長は、副本部長及び本部員の中から本部長が指定する職員をもって充てる。(第 2 条第 3 号に定める本部員を除く。)

3 現地対策本部の本部員は、総務部危機管理担当課、治安対策担当課、防災課及び関係課の職員の中から本部長が指定する職員をもって充てる。

(現地連絡調整所)

第 9 条 被災現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各関係機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

(部の設置)

第 10 条 条例第 4 条に基づく部の構成は次のとおりとし、本部長が部ごとに設置を指示する。

(1) 国民保護指令情報部

豊島区災害対策本部の組織(以下「災対本部組織」という。)の指令情報部に準じて設置する。

(2) 国民保護総務部

災対本部組織の災対総務部に準じて設置する。

(3) 国民保護企画広報部

災対本部組織の企画広報部に準じて設置する。

- (4) 国民保護地域防災部
災对本部組織の地域防災部に準じて設置する。
- (5) 国民保護清掃環境部
災对本部組織の災対清掃環境部に準じて設置する。
- (6) 国民保護衛生部
災对本部組織の災対衛生部に準じて設置する。
- (7) 国民保護土木部
災对本部組織の災対土木部に準じて設置する。
- (8) 国民保護都市整備部
災对本部組織の災対都市整備部に準じて設置する。
- (9) 教育部
災对本部組織の教育部に準じて設置する。
- (10) 出納部
災对本部組織の出納部に準じて設置する。

(部長の任命)

第 11 条 部長は、第 2 条に掲げる者の中から本部長が任命する。ただし、出納部の部長は、会計管理室長をもって充てる。

(部の組織及び分掌事務)

第 12 条 本部に置く部の組織及び分掌事務は、別表のとおりとする。

なお、本部の決定した重要な基本方針の実施にあたり、本部長は、状況に応じて部の分掌事務によらず、部間の調整及び必要な業務の実施などを指示する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、総務部長が定める。

(準用)

第 14 条 第 2 条から前条までの規定は、豊島区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別表

豊島区国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部の組織及び分掌事務

平成19年4月1日現在

部	部の構成/地域本部	分 掌 事 務	担 当 課 等
国民保護指令情報部 [部長:総務部長]	○危機管理担当課長 ○治安対策担当課長 ○防災課	1 本部の指令、要請及び通報に関する事	危機管理担当課 / 治安対策担当課
		2 都国民保護対策本部及び関係機関との連絡調整に関する事	
		3 各部に対する情報の連絡に関する事	
		4 警報の内容の伝達に関する事	
		5 避難指示の伝達に関する事	
		6 避難実施要領の作成に関する事	
		7 退避の指示に関する事	
		8 安否情報収集の総括及び報告に関する事	危機管理担当課 / 防災課
		9 警戒区域の設定に関する事	
		10 応急公用負担に関する事	防災課
		11 本部通信情報の総括に関する事	
		12 防災行政無線の統制に関する事	
		13 本部長室の通信事務に関する事	危機管理担当課 / 防災課
		14 本部長補佐機能となる支援要員の総括に関する事	
国民保護総務部 [部長:総務部長] [補佐:区議会事務局長] [補佐:選挙管理委員会事務局長] [補佐:施設管理部長]	○総務課 ○秘書課 ○議会総務課 ○財産運用課 ○施設課 ○人材育成課 ○医療制度改革担当課長	1 本部長室の庶務及び他の部との連絡調整に関する事	総務課 / 秘書課
		2 部内の予算、決算及び経理に関する事	議会総務課
		3 議会との連絡その他渉外事務に関する事	
		4 庁舎等の保安全管理の統括に関する事	財産運用課
		5 国民保護対策に必要な物資等の調達及び工事契約に関する事	
		6 救助物資及び応急資器材の輸送に関する事	施設課
		7 救援センター、二次避難所等の応急整備及び営繕に関する事	
		8 庁舎等公共施設の応急整備及び営繕に関する事	人事育成課 / 医療制度改革担当課
		9 職員の動員、服務、給与、給食、医療及び被服に関する事	
		10 職員の参集状況及び職員並びにその家族の被災状況の掌握に関する事	総務課
		11 特殊標章及び身分証明書の交付に関する事	
		12 安否情報の照会及び提供に関する事	人事育成課 / 医療制度改革担当課
		13 職員の派遣及び派遣職員の受け入れに関する事	
		14 労務者の調達及び供給に関する事	部内各課
		15 その他本部長が必要と認めた措置(他の部の支援を含む)の実施に関する事	

国民保護企画広報部 [部長:政策経営部長]	○企画課 ○情報管理課 ○財政課 ○広報課	1 応急復旧の調整に関する事	企画課
		2 本部長室及び他の部との調整に関する事	
		3 被害状況の集約及び資料作成並びに報告に関する事	
		4 応急措置状況の資料作成及び報告に関する事	
		5 写真等の記録に関する事	
		6 部内の予算、決算及び経理に関する事	情報管理課
		7 情報管理システム及び財務情報システムの保全等に関する事	
		8 対策予算に関する事	
		9 広報に関する事	広報課
		10 報道機関との連絡に関する事	
		11 被災者等の相談及び苦情処理に関する事	
		12 相談所の開設に関する事	部内各課
		13 その他本部長が必要と認めた措置(他の部の支援を含む)の実施に関する事	
国民保護地域防災部 [部長:区民部長] [補佐:文化商工部長] [補佐:保健福祉部長] [補佐:子ども家庭部長] [補佐:中央図書館長] [補佐:監査委員事務局長] [地域本部長:部の構成/ 地域本部欄を付した課 の所属長]	[管理 / ボランティア] ○区民活動推進課 ○東部区民事務所 ○西部区民事務所	1 地域本部との連絡調整に関する事	管理 / ボランティア担当各課
		2 救援センターの運営状況の集約及び報告に関する事	
		3 地域防災組織及び民間協力組織との連絡調整に関する事	
		4 安否情報の収集及び報告に関する事	
		5 被害状況の集約及び報告に関する事	
		6 日本赤十字社との連絡に関する事	
		7 本部長室及び他の部との連絡に関する事	
		8 地域本部の運営に係る応援要請に関する事	
		9 部内の予算、決算及び経理に関する事	
		10 各部ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関する事	
		11 ボランティア機関との連絡調整に関する事	
		12 地域本部等の施設保全状況の集約及び報告に関する事	
		13 避難所の増設準備及び管理運営の協力に関する事	
		14 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関する事	
	[二次避難所] ○高齢者福祉課 ○障害者福祉課 ○保育園課 ○保健福祉担当課長 ○中央保健福祉センター	1 二次避難所の運営状況の集約及び報告に関する事	二次避難所担当各課
		2 施設利用者等の避難誘導に関する事	
		3 施設の被害状況の調査、集約及び報告に関する事	
		4 安否情報の収集及び報告に関する事	
		5 施設の保全管理及び応急修理に関する事	
		6 二次避難所の設営及び管理運営に関する事	
		7 地域本部の応援に関する事	
		8 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関する事	

[第1地域本部:清和小学校] 区民課 ○文化デザイン課	[第2地域本部:朋有小学校] 国民年金課 ○地域区民ひろば課	[第3地域本部:池袋第三小学校] 文化観光課 ○人事課	[第4地域本部:旧高田小学校] 契約課 ○教育指導課	[第5地域本部:高南小学校] 子ども課 ○エコライフ課	[第6地域本部:長崎小学校] 生活福祉課 ○行政経営課	[第7地域本部:椎名町小学校] 学習・スポーツ課 ○庁舎建設室	[第8地域本部:千早小学校] 税務課 ○施設計画課	[第9地域本部:高松小学校] 環境課 ○介護保険課
[庶務] 1 救援センター及び二次避難所との連絡調整に関すること 2 所管区域の被害状況の集約及び報告に関すること 3 安否情報の収集及び報告に関すること 4 所管区域内の救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること 5 救援物資及び応急食料の集積管理に関すること 6 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関すること [救援センター] 1 所管区域内の被害状況の調査及び報告に関すること 2 救援センターの設営及び管理運営に関すること 3 警報の内容の伝達に関すること 4 避難指示の伝達に関すること 5 退避の指示の伝達に関すること 6 避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関すること 7 医療救護活動への協力に関すること 8 給食及び給水活動に関すること 9 救援物資の配給に関すること 10 安否情報の収集に関すること 11 地域防災組織との協力に関すること 12 消防団、消防・警察等関係機関への協力に関すること 13 学校への協力に関すること 14 ミニ備蓄倉庫及び資器材格納庫の管理に関すること 15 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関すること								
各地域本部								

	[第10地域本部:駒込小学校] 子育て支援課 ○男女平等推進センター [第11地域本部:文成小学校] 生活産業課 ○住環境整備課 [第12地域本部:巣鴨小学校] 学校運営課 ○都市開発課		
国民保護清掃環境部 [部長:清掃環境部長]	○計画管理課 ○豊島清掃事務所	1 し尿処理に関する事	計画管理課
		2 ごみ等の処理に関する事	計画管理課 / 豊島清掃事務所
		3 清掃車両の管理運行に関する事	豊島清掃事務所
国民保護衛生部 [部長:池袋保健所長] [補佐:健康担当部長]	○管理調整課 ○地域保健課 ○池袋保健所生活衛生課 ○池袋保健所健康推進課	1 業務の進捗状況の集約及び報告に関する事	管理調整課
		2 本部長室及び他の部との調整に関する事	
		3 部内の予算、決算及び経理に関する事	
		4 医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関する事	地域保健課
		5 医療救護班の派遣要請及び総合調整に関する事	
		6 医療機関の状況の集約及び報告に関する事	
		7 後方医療施設との連絡調整に関する事	
		8 応援医療救護班の受入れに関する事	
		9 医療救護及び保健衛生に係る広報に関する事	池袋保健所生活衛生課
		10 公害健康被害者の救護に関する事	
		11 被災地における負傷又は放し飼いの動物の保護に関する事	
		12 食品の衛生状況の点検と救護センター等における食中毒等の二次災害防止指導に関する事	
		13 飲料水の衛生指導に関する事	池袋保健所健康推進課
		14 薬局・薬品、毒物・劇物取扱い業者の調査及び指導に関する事	
		15 被災地における伝染病予防に関する事	
		16 保健所医療救護所の開設及び運営に関する事	
		17 傷病者の応急処置、治療及び転送に関する事	
		18 保健所医療救護所に係る医薬品及び医療資器材の確保に関する事	
		19 救援センター等の巡回健康指導に関する事	
		20 乳幼児等への栄養補給の支援に関する事	
		21 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関する事	部内各課

	○ 長崎健康相談所	1 医療機関(長崎医会地区)の状況把握及び支援に関する事	長崎健康相談所
		2 医療救護所(長崎医会地区)との連絡及び支援に関する事	
		3 救援センター等の衛生状況の点検に関する事	
		4 被災地における感染症予防に関する事	
		5 保健所医療救護所の開設及び運営に関する事	
		6 傷病者の応急処置、治療及び転送に関する事	
		7 保健所医療救護所に係る医薬品及び医療資器材の確保に関する事	
		8 救援センター等の巡回指導に関する事	
		9 乳幼児等への栄養補給の支援に関する事	
		10 医薬品の管理及び補給に関する事	
		11 薬剤師会及び医療救護班の支援に関する事	
		12 飲料水及び食品の衛生状況の点検及び試験検査に関する事	
		13 医療救護活動に伴う臨床検査に関する事	
		14 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関する事	
国民保護土木部 [部長:土木部長]	○ 道路管理課 ○ 交通安全課 ○ 道路整備課 ○ 公園緑地課	1 資器材の調達及び補給に関する事	道路管理課 / 交通安全課
		2 業務の進捗状況の集約及び報告に関する事	
		3 本部長室及び他の部との連絡に関する事	
		4 部内の予算、決算及び経理に関する事	
		5 土木施設等の被害状況の調査及び報告に関する事	道路整備課
		6 道路、橋梁等の応急整備及び復旧計画に関する事	
		7 障害物、土砂等の除去に関する事	道路整備課 / 公園緑地課
		8 死体の収容、引渡し及び仮埋葬に関する事	
		9 国民保護対策に必要な労務の供給に関する事	公園緑地課
		10 公園、児童遊園等の応急整備及び復旧に関する事	
		11 その他本部長が必要と認めた措置(他の部の支援を含む)の実施に関する事	部内各課
国民保護都市整備部 [部長:都市整備部長]	○ 都市計画課 ○ 住宅課 ○ 建築指導課 ○ 建築審査課	1 本部長室の庶務及び他の部との連絡調整に関する事	都市計画課
		2 部内の予算、決算及び経理に関する事	
		3 業務の進捗状況の集約及び報告に関する事	
		4 都市復興計画に関する事	
		5 応急仮設住宅の設営及び管理に関する事	住宅課
		6 応急仮設住宅の入居者の選定に関する事	
		7 区営住宅(区管理住宅)等の管理に関する事	
		8 建築物、崖崩れ等復旧計画の技術指導に関する事	建築指導課 / 建築審査課
		9 被災住宅の応急修理の相談に関する事	
		10 被災建築物(住宅)の応急危険度判定に関する事	部内各課
		11 その他本部長が必要と認めた措置(他の部の支援を含む)の実施に関する事	

教育部 [部長:教育総務部長]	○ 教育総務課 ○ 教育改革担当課長	1 都、区教育委員会及び教育機関との連絡に関する事	教育総務課
		2 被災児童生徒の教科書及び学用品の調達供給に関する事	
		3 被災児童生徒の給食及び保健衛生に関する事	
		4 本部長室及び他の部との連絡に関する事	
		5 部内の予算、決算及び経理に関する事	
		6 小中学校教育施設の保安全管理に関する事	
		7 小中学校教育施設の応急復旧計画に関する事	
		8 教育施設の被害状況の集約及び報告に関する事	
		9 教育施設の応急整備及び営繕の協力に関する事	
		10 施設利用者の避難誘導に関する事	
		11 地域本部への応援に関する事	
		12 応急教育者の確保に関する事	
		13 応急教育実施の指導に関する事	教育改革担当課
		14 児童生徒の応急指導対策に関する事	
		15 応急教育教材の対策に関する事	
出納部 [部長:会計管理室長]	○ 各小中学校 ○ 各幼稚園	16 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関する事	部内各課
		1 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関する事	各小中学校 / 幼稚園
		2 児童、生徒及び園児の保護者への引渡しに関する事	
		3 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関する事	
		4 応急教育計画及び報告に関する事	
		5 施設の被災状況の調査及び報告に関する事	
		6 施設の保安全管理に関する事	
		7 救援センターの設営及び管理の協力に関する事	
		8 その他本部長が必要と認めた措置の実施に関する事	
	○ 会計課	1 国民保護対策に必要な収支命令の審査及び執行に関する事	会計課
		2 本部長室及び他の部との連絡に関する事	
		3 部内の予算、決算及び経理に関する事	
		4 国民保護対策に必要な現金の出納保管に関する事	
		5 国民保護対策に必要な物品等の出納保管に関する事	

豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例 (平成18年3月29日豊島区条例第14号)

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、豊島区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、区の職員のうちから、区長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行なうため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

（準用）

第7条 第2条から前条までの規定は、豊島区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊島区特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成19年3月30日
区 長 決 裁

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、豊島区の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 区長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、区長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (3) 区長が実施する国民保護措置に必要な援助について協力をする者

(交付の手續)

第 4 条 区長は、前条第 1 号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

- 2 区長は、前条第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式 1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式 2）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第 2 章 特殊標章の交付

(腕章及び帽章の交付)

第 5 条 区長は、第 3 条第 1 号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、区長が必要と認めるものに対し、平時において、第 2 条第 1 項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

- 2 区長は、第 3 条第 1 号に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）並びに第 2 号及び第 3 号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第 6 条 区長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所ごとに第 2 条第 1 項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第 7 条 区長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第 3 条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

- 2 区長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じて、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第 8 条 区長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、区長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第 9 条 区長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式 3）により、速やかに区長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第 3 章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第 10 条 区長は、第 5 条第 1 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第 2 条第 2 項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 区長は、第 5 条第 2 項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第 11 条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第 12 条 区長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記様式 4）により速やかに区長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第 13 条 第 10 条第 1 項の規定により、区長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第 10 条第 2 項の規定により、区長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、区長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第 4 条の規定に準じて行うものとする。

第 4 章 保管及び返納

(保管)

第 14 条 区長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第 15 条 区長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第 5 章 濫用の禁止等

(濫用の禁止)

第 16 条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第 17 条 区長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第 6 章 雑則

(雑則)

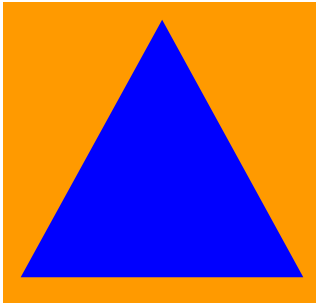
第 18 条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第 19 条 豊島区における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第 2 条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		オレンジ色地に青色の正三角形とする。 三角形の一の角が垂直に上を向いている。 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：豊島区 1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		

別図（第2条関係）

国民保護法第158条第1項の身分証明書

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日付閣副安危第321号各都道府県国民保護主管部長あて内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)3(3) に定められる様式4]

[様式4]

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身 分 証 明 書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card		
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

別記様式 1 (第 4 条関係)

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

豊 島 区 長 殿

私は、国民保護法第 1 5 8 条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏 名 : (漢 字) (ローマ字)	生年月日 (西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所 : 〒..... 電話番号 : E-mail :	写 真 縦 4 × 横 3 cm (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ)
識別のための情報 (身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長 : c m 眼の色 : 頭髪の色 : 血液型 : (R h 因子)	
標章を使用する衣服、場所、車両等の概要及び使用する標章の数等 (標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)	
(許可権者使用欄) 資 格 : 証 明 書 番 号 : 交付等の年月日 : 有効期間の満了日 : 返 納 日 :	

別記様式 2 (第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名 (漢字)	氏名 (ローマ字)	生年月日	資格	交付等の 年月日	有効期間の 満了日	身長	眼の色	頭髪の 色	血液型	その他の特徴 等	標章の使用	返納日	備考

別記様式 3 (第 9 条関係)

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
豊 島 区 長 殿	
申請者 住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印 _____	
1 紛失 (破損等) した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失 (破損等) 年月日	
3 紛失の状況 (破損等の理由)	
4 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 2 印の欄は、記入しないこと。

別記様式 4 (第 1 2 条関係)

身分証明書再交付申請書

年 月 日	
豊 島 区 長 殿	
申請者 住所 _____ (電話 _____)	
氏名 _____ 印 _____	
1 旧身分証明書番号	
2 理由	
3 その他必要な事項	
受 付 欄	経 過 欄

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 印の欄は、記入しないこと。

生活関連等施設の種類及び所管省庁一覧

国民保護法 施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第 2 7 条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第 2 8 条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省、経済産業省
	6号	核燃料物質	文部科学省、経済産業省
	7号	放射性同位元素（汚染物質含む。）	文部科学省
	8号	毒薬・劇薬（薬事法）	厚生労働省、農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

関係報道機関一覧

社 名	報 道 担 当 ・ 所 在
NHK	首都圏放送センター・報道局 社会部 渋谷区神南 2 - 2 - 1
日本テレビ放送網	社会部 港区東新橋 1 - 6 - 1
TBSテレビ	社会部 港区赤坂 5 - 3 - 6
フジテレビジョン	報道センター 港区台場 2 - 4 - 8
テレビ朝日	社会部 港区六本木 6 - 9 - 1
テレビ東京	報道部 港区虎ノ門 4 - 3 - 1 2
MXTV（東京メトロポリタンテレビジョン(株)）	編成局報道政策部 千代田区麹町 1 - 1 2 メディアセンター
豊島ケーブルネットワーク(株)	としまテレビ放送センター 豊島区西池袋 5 - 1 8 - 1 1 第3愛和ビル 7F
朝日新聞社	東京総局 千代田区内幸町 2 - 2 - 1
読売新聞社	東京本社 社会部 都内版編集室 千代田区大手町 1 - 7 - 1
毎日新聞社	編集局 社会部 千代田区一ツ橋 1 - 1 - 1
東京新聞社	都内版 千代田区内幸町 2 - 1 - 4
産経新聞社	東京本社 編集局 社会部 都内版 千代田区大手町 1 - 7 - 2
日本経済新聞社	編集局 地方部 千代田区大手町 1 - 9 - 5

3 関 係 機 関

指定行政機関

(2 8 機関)

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関2-1-2
総務省消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課企画官室	千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関3-1-1
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室	千代田区丸の内2-5-1
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内2-5-1
厚生労働省	社会・援護局総務課	千代田区霞が関1-2-2
農林水産省	総合食料局食料企画課	千代田区霞が関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	長官官房官房参事官室	千代田区霞が関1-3-1
原子力安全・保安院	企画調整課	千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1
気象庁	総務部総務課	千代田区大手町1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-2-2
防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町5-1
防衛施設庁	総務部総務課企画室	新宿区市谷本村町5-1

平成19年1月9日現在

指定地方行政機関

(17 機関)

名 称	担当部署	所在地
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区丸の内 1 - 6 - 1 丸の内センタービル 5F
関東財務局	関東財務局 総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 - 1
東京税関	総務部 総務課総務第一係	東京都江東区青海 2 - 5 6 (東京港湾合同庁舎)
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市上落合 2 - 1 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階
東京労働局	総務課	東京都文京区後楽 1 丁目 7 番 2 2 号
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東森林管理局	企画調整室	群馬県前橋市岩神町 4 - 1 6 - 2 5
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 11 階
関東地方整備局	企画部 防災課調整第一係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7 横浜第 2 合同庁舎
	総務部総務課 安全防災・危機管理係長	
東京航空局	総務部 国空保安対策課	東京都千代田区九段南 1 - 1 - 1 5
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1 - 1 2
東京管区气象台	総務部総務課	東京都千代田区大手町 1 - 3 - 4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7
関東地方環境事務所	総務課	さいたま市中央区新都心 11 - 2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
東京防衛施設局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 (さいたま新都心合同庁舎 2 号館)

平成 19 年 1 月 9 日現在

防衛省及び自衛隊

平成 1 9 年 1 月 9 日現在

名称	担当部署	所在地
防衛省（再掲）	運用企画局 事態対処課	東京都新宿区市谷本村町5-1

平成 1 8 年 3 月 2 7 日現在

名称	部隊等の長及び窓口	所在地
陸上自衛隊 東部方面総監部	東部方面総監 防衛部	東京都練馬区大泉学園町
海上自衛隊 横須賀地方総監 部	横須賀地方総監 防衛部	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
航空自衛隊 防空指揮群本部	防空指揮群司令 群本部	東京都府中市浅間町1-5-5

都 道 府 県

名称	担当部署	所在地
北海道	総務部危機対策室	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
青森県	総務部防災消防課	〒030-8570 青森市長島1-1-1
岩手県	総務部総合防災室	〒020-8570 盛岡市内丸10-1
宮城県	総務部危機対策課	〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1
秋田県	知事公室総合防災課	〒010-8572 秋田市山王3-1-1
山形県	総務部危機管理室 総合防災課	〒990-8570 山形市松波2-8-1
福島県	生活環境部 県民安全領域災害対策グループ	〒960-8670 福島市杉妻町2-16
茨城県	生活環境部危機管理室	〒310-8555 水戸市笠原町978-6
栃木県	総務部消防防災課 危機管理・災害対策室	〒320-8501 宇都宮市塙田1-1-20
群馬県	総務局消防防災課	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1
埼玉県	危機管理防災部危機管理課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
千葉県	総務部消防地震防災課	〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
東京都	総務局総合防災部防災管理課	〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
神奈川県	安全防災局災害消防課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1番地
新潟県	県民生活・環境部防災局 危機管理防災課	〒950-8570 新潟市新光町4-1
富山県	経営管理部消防防災課	〒930-8501 富山市新総曲輪1-7
石川県	環境安全部消防防災課	〒920-8580 金沢市鞍月1-1
福井県	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市大手3-17-1
山梨県	総務部消防防災課	〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
長野県	危機管理室 危機管理・消防防災課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県	地域県民部 防災局危機管理室	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
静岡県	総務部防災局 防災政策室	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
愛知県	防災局防災課 国民保護グループ	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

名称	担当部署	所在地
三重県	防災危機管理局 危機管理総務室	〒514-8570 津市広明町13番地
滋賀県	県民文化生活部 総合防災課	〒520-8577 大津市京町4-1-1
京都府	企画理事企画理事付	〒602-8570 京都市上京区 下立売通新町西入藪ノ内町
大阪府	総務部 危機管理室危機管理課	〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目
兵庫県	企画管理部 防災企画局防災計画課	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
奈良県	総務部消防防災課	〒630-8501 奈良市登大路町30番地
和歌山県	総務部 危機管理局危機管理室	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
鳥取県	防災局防災危機管理課	〒680-8570 鳥取市東町1-271
島根県	総務部消防防災課	〒690-8501 松江市殿町1番地
岡山県	総務部危機管理課	〒700-8570 岡山市内山下2-4-6
広島県	環境生活部危機管理総室	〒730-8511 広島市中区基町10-52
山口県	総合政策局危機管理室	〒753-8501 山口市滝町1-1
徳島県	危機管理局企画課	〒770-8570 徳島市万代町1-1
香川県	総務部防災局危機管理課	〒760-8570 高松市番町4-1-10
愛媛県	県民環境部 管理局消防防災安全課	〒790-8570 松山市一番町4-4-2
高知県	総務部危機管理課	〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
福岡県	総務部消防防災安全課	〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
佐賀県	統括本部消防防災課	〒840-8570 佐賀市城内1-1-59
長崎県	総務部 危機管理・消防防災課	〒850-8570 長崎市江戸町2-13
熊本県	総務部危機管理室	〒862-8570 熊本市水前寺6-18-1
大分県	生活環境部消防防災課	〒870-8501 大分市大手町3-1-1
宮崎県	総務部危機管理局危機管理室	〒880-8501 宮崎市橘通東2-10-1
鹿児島県	危機管理局 危機管理防災課	〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
沖縄県	知事公室 防災危機管理課	〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2

区 市 町 村

名称	担当部署	所在地
千代田区	区民生活部総合災害対策室 危機管理担当課	〒102-8688 千代田区九段南1-6-11
中央区	区民部防災課	〒104-8404 中央区築地1-1-1
港区	防災・生活安全支援部防災課	〒105-8511 港区芝公園1-5-25
新宿区	区長室危機管理課	〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1
文京区	総務部総務課	〒112-8555 文京区春日1-16-21
台東区	総務部 危機・災害対策課	〒110-8615 台東区東上野4-5-6
墨田区	地域振興部 危機管理担当安全支援課	〒130-8640 墨田区吾妻橋1-23-20
江東区	総務部防災課	〒135-8383 江東区東陽4-11-28
品川区	総務部危機管理室	〒140-8715 品川区広町2-1-36
目黒区	総務部防災課	〒152-0001 目黒区中央町1-9-7
大田区	区民生活部危機管理担当課	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
渋谷区	防災担当部防災課	〒150-8010 渋谷区宇田川町1-1
中野区	総務部危機管理担当	〒164-8501 中野区中野4-8-1
杉並区	政策経営部 危機管理室危機管理対策課	〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1
豊島区	総務部危機管理担当課	〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1
北区	総務部 危機管理室長付危機管理課	〒114-8508 北区王子本町1-15-22
荒川区	区民生活部生活安全課	〒116-0002 荒川区荒川2-25-3
板橋区	危機管理室危機管理対策課	〒173-8501 板橋区板橋2-66-1
練馬区	危機管理室安全・安心担当課	〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

名称	担当部署	所在地
足立区	総務部 危機管理室危機管理課	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
葛飾区	地域振興部防災課	〒124-8555 葛飾区立石5-13-1
江戸川区	環境防災部防災課	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1
八王子市	生活安全部防災課	〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
立川市	市民生活部防災課	〒190-0022 立川市錦町3-2-26
武蔵野市	防災安全部安全対策課	〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28
三鷹市	総務部防災課	〒181-8555 三鷹市野崎1-1-1
青梅市	総務部防災安全課	〒198-8701 青梅市東青梅1-11-1
府中市	環境安全部防災課	〒183-8703 府中市宮西町2-24
昭島市	総務部防災課	〒196-8511 昭島市田中町1-17-1
調布市	総務部防災安全課	〒182-8511 調布市小島町2-35-1
町田市	総務部防災課	〒194-8520 町田市中町1-20-23
小金井市	総務部防災交通課	〒184-8504 小金井市本町6-6-3
小平市	市民生活部防災安全課	〒187-8701 小平市小川町2-1333
日野市	総務部安全安心課	〒191-8686 日野市神明1-12-1
東村山市	市民部防災安全課	〒189-8501 東村山市本町1-2-3
国分寺市	総務部くらしの安全課	〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1
国立市	総務部地域防災課	〒186-8501 国立市富士見台2-47-1
福生市	総務部総務課	〒197-8501 福生市本町5
狛江市	総務部総務防災課	〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5
東大和市	総務部総務課	〒207-8585 東大和市中央3-930

名称	担当部署	所在地
清瀬市	総務部防災安全課	〒204-8511 清瀬市中里5-842
東久留米市	総務部総務課	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1
武蔵村山市	総務部防災安全課	〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1
多摩市	総務部防災課	〒206-8666 多摩市関戸6-12-1
稲城市	消防本部警防課	〒206-8601 稲城市東長沼2111
羽村市	総務部市民生活安全課	〒205-8601 羽村市緑ヶ丘5-2-1
あきる野市	総務部地域振興課	〒197-0814 あきる野市二宮350
西東京市	環境防災部防災課	〒202-8555 西東京市中町1-5-1
瑞穂町	地域振興課	〒190-1292 西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
日の出町	企画調整担当参事付	〒190-0192 西多摩郡日の出町大字平井2780
檜原村	総務課	〒190-0212 西多摩郡檜原村467-1
奥多摩町	総務課	〒198-0212 西多摩郡奥多摩町氷川215-6
大島町	総務課	〒100-0101 大島町元町1-1-14
利島村	総務課	〒100-0301 利島村248
新島村	総務課	〒100-0402 新島村本村1-1-1
神津島村	総務課	〒100-0601 神津島村904
三宅村	総務課	〒100-1211 三宅村坪田1774
御蔵島村	総務課	〒100-1301 御蔵島村入かねが沢
八丈町	総務課	〒100-1498 八丈町大賀郷2345-1
青ヶ島村	総務課	〒100-1701 青ヶ島村無番地
小笠原村	総務課	〒100-2101 小笠原村父島字西町

指 定 公 共 機 関

(平成18年11月22日現在 全160機関中84機関)

種別	名称	担当部署	所在地
医療	独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21
	日本赤十字社	救護・福祉部 救護課	東京都港区芝大門1-1-3
公共的施設	独立行政法人水資源機構	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2
	首都高速道路株式会社	保全・交通部防災対策グループ	東京都千代田区霞ヶ関1-4-1(日土地ビル)
	東日本高速道路株式会社	管理事業部事業統括チーム	東京都千代田区霞が関3-3-2新霞が関ビル
	中日本高速道路株式会社	保全サービス事業部企画統括チーム	愛知県名古屋市中区錦2-18-19 三井住友銀行名古屋ビル
電気	東京電力株式会社	総務部 防災グループ	東京都千代田区内幸町1-1-3
	電源開発株式会社	総務部総務グループ	東京都中央区銀座6-15-1
ガス	東京瓦斯株式会社	総務部総務グループ	東京都港区海岸1-5-20
旅客船	オーシャン東九フェリー株式会社		東京都中央区築地2-11-9
	マルエーフェリー株式会社		鹿児島県鹿児島市泉町16-4
バス	ジェイアールバス関東株式会社	総務部	東京都渋谷区代々木2-2-2
	小田急バス株式会社	運輸部運行管理課	東京都調布市仙川町2-19-5
	神奈川中央交通株式会社	運輸部運転課	神奈川県平塚市八重咲町6-18
	京王電鉄バス株式会社	営業部お客様サービス担当	東京都府中市府中町1-9京王府中一丁目ビル7階
	京成バス株式会社	営業部業務課	東京都墨田区押上1-10-3
	京浜急行バス株式会社	総務部総務担当	東京都港区高輪2-20-20
	国際興業株式会社	管理部管理課	東京都中央区八重洲2-10-3
	西武バス株式会社	管理部管理課	埼玉県所沢市くすのき台1-11-2
	東急バス株式会社	総務部総務課	東京都目黒区大橋1-5-3
	東都観光バス株式会社	運輸部運輸課	東京都豊島区西池袋5-13-13
	東武バスセントラル株式会社	運輸統括部業務課	東京都足立区伊興本町2-9-2
航空	エアーニッポン株式会社	本社総務部	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター
	株式会社スターフライヤー	経営企画部事業企画グループ	福岡県北九州市小倉北区米町二丁目2番1号新小倉ビル
	株式会社日本航空インターナショナル	(株)日本航空 経営企画室	東京都品川区東品川2-4-11
	スカイネットアジア航空株式会社	本社経営企画室	宮崎市橘通東3-1-11 アゲインビル1F
	スカイマークエアラインズ株式会社	経営企画室	東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア12階
	全日本空輸株式会社	本社総務部	東京都港区東新橋1-5-2汐留シティセンター
	日本トランスオーシャン航空株式会社	本社企画部	沖縄県那覇市山下町3-24
	北海道国際航空株式会社	本社企画部	北海道札幌市中央区北1条西2丁目9 オーク札幌ビル8F

種別	名称	担当部署	所在地
鉄道	日本貨物鉄道株式会社	総務部総務グループ	東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号
	東京地下鉄株式会社	鉄道本部安全・技術部安全課	東京都台東区東上野3丁目19番6号
	東海旅客鉄道株式会社	総務部総務課（企画）	愛知県名古屋市中村区名駅1-1-4 JRセントラルタワーズ
	東日本旅客鉄道株式会社	総務部危機管理室	東京都渋谷区代々木2丁目2番2号
	小田急電鉄株式会社	鉄道技術部	東京都新宿区西新宿 1-8-3
	京王電鉄株式会社	鉄道事業本部計画管理部管理担当	東京都多摩市関戸1丁目9-1
	京成電鉄株式会社	鉄道本部計画管理部	東京都墨田区押上1-10-3
	京浜急行電鉄株式会社	鉄道本部安全対策担当	東京都港区高輪 2 - 2 0 - 2 0
	西武鉄道株式会社	鉄道本部計画管理部管理課	埼玉県所沢市くすのき台1-11-1
	東京急行電鉄株式会社	鉄道事業本部安全推進委員会	東京都渋谷区神泉町 8 - 1 6 渋谷ファーストプレイス 5 F
	東武鉄道株式会社	鉄道事業本部安全推進部	東京都墨田区押上1-1-2
海運	井本商運株式会社	営業部	兵庫県神戸市中央区京町 7 0
	川崎近海汽船株式会社	総務部	東京都千代田区霞が関 1 - 4 - 2 大同生命霞ヶ関ビル
	近海郵船物流株式会社	総務部総務課	東京都品川区東品川 2 - 2 - 2 0 天皇州郵船ビル
	栗林商船株式会社	総務部	東京都千代田区大手町 2 - 2 - 1 新大手町ビルディング 3 階
	琉球海運株式会社	東京支店	東京都中央区日本橋 3 - 5 - 1 3 三義ビル 8 階
トラック	佐川急便株式会社	労務運行管理部	京都府京都市南区上鳥羽角田町 6 8 番地
	西濃運輸株式会社	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町 1 番地
	日本通運株式会社	作業管理部広域自動車輸送専任	東京都港区東新橋 1 丁目 9 番 4 号
	福山通運株式会社	社長室 C S R 推進室	東京都江東区越中島 3 - 6 - 1 5
	ヤマト運輸株式会社	社会貢献部	東京都中央区銀座 2 丁目 1 6 番 1 0 号
電気通信	日本電信電話株式会社	第二部門 災害対策室	東京都千代田区大手町 2 - 3 - 1 通信ビル 7 F
	東日本電信電話株式会社	ネットワーク事業推進部サービス運営部災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	ネットワーク事業部統合ネットワーク部（危機管理）	東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル 2 階 2 0 1
	KDDI株式会社	運用本部運用管理部統括グループ	東京都新宿区西新宿 2-3-2 KDDIビル
	ソフトバンクテレコム株式会社	総務部	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 35F
	ソフトバンクモバイル株式会社	コーポレートセキュリティ室	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング

種別	名称	担当部署	所在地
放送	日本放送協会	報道局 気象・災害センター	東京都渋谷区神南2-2-1
	株式会社テレビ朝日	報道企画部	東京都港区六本木6-9-1
	株式会社テレビ東京	報道局 総務局	東京都港区虎ノ門4-3-12
	株式会社東京放送	総務部	東京都港区赤坂5-3-6
	株式会社フジテレビジョン	報道局	東京都港区台場2-4-8
	日本テレビ放送網株式会社	報道局ニュース制作部	東京都港区東新橋1-6-1
	株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ	経営企画室	東京都港区赤坂5-3-6
	株式会社日経ラジオ社	編成センター	東京都港区赤坂1-9-15
	株式会社ニッポン放送	編成局報道部	東京都千代田区有楽町1-9-3
	株式会社文化放送	編成局報道制作部	東京都港区浜松町1-3-1
その他	日本銀行	決済機構局 業務継続計画担当	東京都中央区日本橋本石町2-1-1
	日本郵政公社	本社CSR室	東京都千代田区霞が関1-3-2
災害研究機関	独立行政法人海上技術安全研究所	企画部企画課	東京都三鷹市新川6-38-1
	独立行政法人海上災害防止センター	総務部総務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい3-3-1 三菱重工横浜ビル
	独立行政法人建築研究所	企画部企画調査課	茨城県つくば市立原1番地
	独立行政法人原子力安全基盤機構	防災支援部計画グループ	東京都港区虎ノ門3丁目17-1
	独立行政法人港湾空港技術研究所	企画管理部企画課	神奈川県横須賀市長瀬3-1-1
	独立行政法人産業技術総合研究所	企画本部	東京都千代田区霞が関1-3-1
	独立行政法人情報処理推進機構	セキュリティセンター	東京都文京区本駒込2-28-8
	独立行政法人情報通信研究機構	総合企画部企画戦略室	東京都小金井市貫井北町4-2-1
	独立行政法人森林総合研究所	総務部総務課	茨城県つくば市松の里1
	独立行政法人水産総合研究センター	総務部庶務課	神奈川県横浜市西区みなとみらい2-3-3 クイーンズタワーB 15F
	独立行政法人土木研究所	企画部研究企画課	茨城県つくば市南原1-6
	独立行政法人日本原子力研究開発機構	研究開発局 原子力研究開発課	東京都千代田区丸の内2-5-1
	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構	総合企画調整部 企画調整室	茨城県つくば市観音台3-1-1
	独立行政法人放射線医学総合研究所	基盤技術センター 安全・施設部安全対策課	千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

指 定 地 方 公 共 機 関

(3 6 機 関)

機関区分		機関名称	担当部署	所在地
医療		財団法人献血供給事業団	供給部	渋谷区広尾4-1-31
		社団法人東京都医師会	総務課	千代田区神田駿河台2-5
		社団法人東京都歯科医師会	総務課	千代田区九段北4-1-20
		社団法人東京都獣医師会	事務局	港区南青山1-1-1 新青山ビル 西館 23階
		財団法人東京都保健医療公社	総務課	新宿区歌舞伎町二丁目44番1号 東京都健康プラザ3階
		社団法人東京都薬剤師会	事務局職能対策課	千代田区神田錦町1-21
公共的施設管理		東京都道路公社	総務部総務課	新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス26F
ガス供給		昭島ガス株式会社	総務課	昭島市福島町1000番地
		青梅ガス株式会社	供給部	青梅市新町8丁目8-13
		大東ガス株式会社	供給部保安課	埼玉県入間郡三芳町大字藤久保字西1081番地1
		社団法人東京都エルピーガス協会	事務局	新宿区新宿1-36-4 丁子屋ビル4階
		武陽ガス株式会社	総務部総務課	福生市本町17番の1
運送	旅客船	小笠原海運株式会社	運航部	港区芝浦3-7-9 DKビル8階
		伊豆諸島開発株式会社	業務部業務課	港区海岸3丁目6-43
		神新汽船株式会社	総務部	港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5階
		東海汽船株式会社	総務部	港区海岸1-16-1 ニューピア竹芝サウスタワー5階
	バス・タクシー	社団法人東京バス協会	業務第2部	渋谷区代々木二丁目7-7 ヒューマックス南新宿ビル7階
		社団法人東京乗用旅客自動車協会	総務部	千代田区九段南4丁目8番13号 自動車会館6階
		社団法人東京都個人タクシー協会	事務局管理課	豊島区巣鴨1-12-1 冠城園ビル6F
	航空	新中央航空株式会社	総務部	茨城県竜ヶ崎市半田町3177
		東邦航空株式会社	総務部	江東区新木場4-19 東京ヘリポート内

機関区分		機関名称	担当部署	所在地
運送	鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社	運輸部運輸管理課	台東区小島二丁目21番18号 小島ビル4F
		多摩都市モノレール株式会社	総務部総務課	立川市泉町1078番92
		東京モノレール株式会社	総務部総務課	港区浜松町二丁目4番12号
		東京臨海高速鉄道株式会社	総務部総務課	江東区青海1-2-9
		北総鉄道株式会社	企画室	千葉県鎌ヶ谷市初富929
		株式会社ゆりかもめ	総務部総務課	江東区有明3丁目22番
	海運	伊豆七島海運株式会社	業務部	港区海岸3丁目6-43
		株式会社共勝丸	東京営業所	中央区勝どき5-12-9
		新島物産株式会社	運輸部	江東区東陽3-26-26
	陸運	東京都庁輸送事業協同組合	事務局	新宿区新宿4-3-15 レイフラット新宿A-102
		社団法人東京都トラック協会	総務部企画課	新宿区四谷3-1-8
	放送	エフエムインターウェーブ株式会社	編成制作部	港区芝浦4-5-4 ジャパントائمズニフコビル7階
		株式会社エフエム東京	報道・情報センター	千代田区麹町1-7
		株式会社J-WAVE	編成局	港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー33F
		東京メトロポリタンテレビジョン株式会社	編成局報道政策部	千代田区麹町1-12

4 避 難

区市町村別人口及び世帯数

平成 17 年国勢調査抜粋

区 市 町 村 名	人 口				世帯数	1 世 帯 当たり人員 (人)
	総 数 (人)	構 成 比 (%)	男 (人)	女 (人)		
総 数	12,576,601	100.00	6,264,895	6,311,706	5,890,792	2.13
内 訳	特別区	8,489,653	67.50	4,210,749	4,278,904	2.05
	多摩地区	4,058,204	32.27	2,039,395	2,018,809	2.34
	市部	3,998,901	31.80	2,009,731	1,989,170	2.34
	町村部	59,303	0.47	29,664	29,639	2.95
	島しょ地区	28,744	0.23	14,751	13,993	2.10
	町村(多摩+島しょ)	88,047	0.70	44,415	43,632	2.61
	特 別 区	8,489,653	67.50	4,210,749	4,278,904	2.05
特 別 区	千 代 田 区	41,778	0.33	20,129	21,649	2.01
	中 央 区	98,399	0.78	47,526	50,873	1.76
	港 区	185,861	1.48	88,009	97,852	1.79
	新 宿 区	305,716	2.43	151,616	154,100	1.76
	文 京 区	189,632	1.51	92,062	97,570	1.96
	台 東 区	165,186	1.31	84,581	80,605	2.01
	墨 田 区	231,173	1.84	115,304	115,869	2.15
	江 東 区	420,845	3.35	209,254	211,591	2.23
	品 川 区	346,357	2.75	171,176	175,181	1.94
	目 黒 区	264,064	2.10	124,948	139,116	1.93
	大 田 区	665,674	5.29	337,879	327,795	2.11
	世 田 谷 区	841,165	6.69	404,966	436,199	1.96
	渋谷区	203,334	1.62	98,554	104,780	1.76
	中 野 区	310,627	2.47	155,143	155,484	1.80
	杉 並 区	528,587	4.20	256,410	272,177	1.86
	豊 島 区	250,585	1.99	125,310	125,275	1.75
	北 区	330,412	2.63	163,962	166,450	2.04
	荒 川 区	191,207	1.52	95,416	95,791	2.19
	板 橋 区	523,083	4.16	263,545	259,538	2.07
	練 馬 区	692,339	5.50	342,567	349,772	2.22
	足 立 区	624,807	4.97	315,649	309,158	2.35
	葛 飾 区	424,878	3.38	212,776	212,102	2.38
	江 戸 川 区	653,944	5.20	333,967	319,977	2.32
市 部	市 部	3,998,901	31.80	2,009,731	1,989,170	2.34
	八 王 子 市	560,012	4.45	286,154	273,858	2.43
	立 川 市	172,566	1.37	85,889	86,677	2.31
	武 蔵 野 市	137,525	1.09	66,628	70,897	1.98
	三 鷹 市	177,016	1.41	88,579	88,437	2.09
	青 梅 市	142,354	1.13	71,731	70,623	2.71
	府 中 市	245,623	1.95	127,575	118,048	2.28
	昭 島 市	110,143	0.88	55,446	54,697	2.47
	調 布 市	216,119	1.72	109,098	107,021	2.12
	町 田 市	405,534	3.22	200,197	205,337	2.47
	小 金 井 市	114,112	0.91	57,696	56,416	2.10
	小 平 市	183,796	1.46	91,756	92,040	2.36
	日 野 市	176,538	1.40	90,636	85,902	2.28

区 市 町 村 名	人 口				世 帯 数	1 世 帯 当 たり 人 員
	総 数 (人)	構 成 比 (%)	男 (人)	女 (人)		
東 村 山 市	144,929	1.15	71,635	73,294	59,048	2.45
国 分 寺 市	117,604	0.95	58,889	58,715	55,135	2.13
国 立 市	72,667	0.58	36,413	36,254	33,305	2.18
福 生 市	61,074	0.49	30,905	30,169	26,431	2.31
狛 江 市	78,319	0.62	39,131	39,188	37,802	2.07
東 大 和 市	79,353	0.63	39,608	39,745	31,008	2.56
清 瀬 市	73,529	0.58	35,925	37,604	29,797	2.47
東久留米市	115,330	0.92	57,123	58,207	46,431	2.48
武蔵村山市	66,553	0.53	33,466	33,087	25,056	2.66
多 摩 市	145,877	1.16	73,140	72,737	62,964	2.32
稲 城 市	76,492	0.61	39,031	37,461	30,457	2.51
羽 村 市	56,514	0.45	29,149	27,365	22,446	2.52
あきる野市	79,587	0.63	39,885	39,702	27,612	2.88
西 東 京 市	189,735	1.51	94,046	95,689	82,605	2.30
多摩地区町村部	59,303	0.47	29,664	29,639	20,071	2.95
瑞 穂 町	33,691	0.27	17,019	16,672	11,837	2.85
日 の 出 町	15,941	0.13	7,899	8,042	4,900	3.25
檜 原 村	2,930	0.02	1,453	1,477	979	2.99
奥 多 摩 町	6,741	0.05	3,293	3,448	2,355	2.86
島 し ゚ 地 区	28,744	0.23	14,751	13,993	13,715	2.10
大 島 支 庁	14,239	0.11	7,036	7,203	6,406	2.22
大 島 町	8,702	0.07	4,272	4,430	4,096	2.12
利 島 村	308	0.00	170	138	179	1.72
新 島 村	3,161	0.03	1,541	1,620	1,329	2.38
神 津 島 村	2,068	0.02	1,053	1,015	802	2.58
三 宅 支 庁	2,731	0.02	1,493	1,238	1,575	1.73
三 宅 村	2,439	0.02	1,331	1,108	1,404	1.74
御 蔵 島 村	292	0.00	162	130	171	1.71
八 丈 支 庁	9,051	0.07	4,533	4,518	4,441	2.04
八 丈 町	8,837	0.07	4,397	4,440	4,310	2.05
青 ヶ 島 村	214	0.00	136	78	131	1.63
小 笠 原 支 庁	2,723	0.02	1,689	1,034	1,293	2.11
小 笠 原 村	2,723	0.02	1,689	1,034	1,293	2.11
総 数	12,576,601	100	6,264,895	6,311,706	5,890,792	2.13
内 訳						
特別区	8,489,653	67.50	4,210,749	4,278,904	4,146,481	2.05
多摩地区	4,058,204	32.27	2,039,395	2,018,809	1,730,596	2.34
市部	3,998,901	31.80	2,009,731	1,989,170	1,710,525	2.34
町村部	59,303	0.47	29,664	29,639	20,071	2.95
島しよ地区	28,744	0.23	14,751	13,993	13,715	2.10
町村(多摩+島しよ)	88,047	0.70	44,415	43,632	33,786	2.61

注) 印の列の各数値は、当該表の関連数値から算定した数値である。

区市町村別昼間・夜間人口

平成12年度国勢調査抜粋

区 市 町 村 名	昼間人口 注4)	流入人口	流出口	夜間人口 注4)	流 入 超過人口 (▲:流出) 注5)	残留人口	昼間人口 指 数 (夜間人口 =100)	面積 (k㎡)	人口密度 (人/k㎡)	
									昼間 人口	夜間 人口
総 数	14,666,899	3,144,644	494,998	12,017,253	2,649,646	11,522,255	122.0	2,187.05	6,706	5,495
内 訳										
特別区	11,125,135	3,470,505	437,638	8,092,268	3,032,867	7,654,630	137.5	621.45	17,902	13,022
多摩地区	3,513,797	434,447	817,995	3,897,345	▲ 383,548	3,079,350	90.2	1,160	3,029	3,360
市部	3,455,698	416,740	798,135	3,837,093	▲ 381,395	3,038,958	90.1	783.92	4,408	4,895
町村部	58,099	17,707	19,860	60,252	▲ 2,153	40,392	96.4	375.96	155	160
島しょ地区	27,967	354	27	27,640	327	27,613	101	405.72	69	68
町村(多摩+島しょ)	86,066	18,061	19,887	87,892	▲ 1,826	68,005	97.9	781.68	110	112
特 別 区	11,125,135	3,470,505	437,638	8,092,268	3,032,867	7,654,630	137.5	621.45	17,902	13,022
千 代 田 区	855,172	827,939	8,783	36,016	819,156	27,233	2,374.4	11.64	73,468	3,094
中 央 区	648,366	595,292	19,159	72,233	576,133	53,074	897.6	10.15	63,878	7,117
港 区	837,658	720,057	41,735	159,336	678,322	117,601	525.7	20.34	41,183	7,834
新 宿 区	798,611	596,943	84,505	286,173	512,438	201,668	279.1	18.23	43,808	15,698
文 京 区	342,603	231,728	64,997	175,872	166,731	110,875	194.8	11.31	30,292	15,550
台 東 区	317,700	201,299	39,672	156,073	161,627	116,401	203.6	10.08	31,518	15,483
墨 田 区	257,972	110,058	67,951	215,865	42,107	147,914	119.5	13.75	18,762	15,699
江 東 区	454,680	209,386	131,490	376,784	77,896	245,294	120.7	39.44	11,528	9,553
品 川 区	478,529	266,524	110,677	322,682	155,847	212,005	148.3	22.72	21,062	14,203
目 黒 区	267,322	124,430	96,597	239,489	27,833	142,892	111.6	14.70	18,185	16,292
大 田 区	655,573	195,917	190,667	650,323	5,250	459,656	100.8	59.46	11,025	10,937
世 田 谷 区	706,522	202,632	292,984	796,874	▲ 90,352	503,890	88.7	58.08	12,165	13,720
渋谷区	549,715	419,649	66,271	196,337	353,378	130,066	280.0	15.11	36,381	12,994
中 野 区	272,250	86,531	123,794	309,513	▲ 37,263	185,719	88.0	15.59	17,463	19,853
杉 並 区	427,162	113,729	206,662	520,095	▲ 92,933	313,433	82.1	34.02	12,556	15,288
豊 島 区	408,802	245,893	85,292	248,201	160,601	162,909	164.7	13.01	31,422	19,078
北 区	308,653	99,052	117,070	326,671	▲ 18,018	209,601	94.5	20.59	14,990	15,866
荒 川 区	176,358	56,310	60,393	180,441	▲ 4,083	120,048	97.7	10.20	17,290	17,690
板 橋 区	470,917	124,378	165,920	512,459	▲ 41,542	346,539	91.9	32.17	14,638	15,930
練 馬 区	507,286	85,656	232,520	654,150	▲ 146,864	421,630	77.5	48.16	10,533	13,583
足 立 区	535,321	93,291	174,034	616,064	▲ 80,743	442,030	86.9	53.20	10,062	11,580
葛 飾 区	345,365	62,855	138,986	421,496	▲ 76,131	282,510	81.9	34.84	9,913	12,098
江 戸 川 区	502,598	82,193	198,716	619,121	▲ 116,523	420,405	81.2	49.86	10,080	12,417
市 部	3,455,698	416,740	798,135	3,837,093	▲ 381,395	3,038,958	90.1	783.92	4,408	4,895
八 王 子 市	537,132	135,821	134,162	535,473	1,659	401,311	100.3	186.31	2,883	2,874
立 川 市	182,157	73,675	55,505	163,987	18,170	108,482	111.1	24.38	7,472	6,726
武 蔵 野 市	152,425	71,221	54,526	135,730	16,695	81,204	112.3	10.73	14,205	12,650
三 鷹 市	152,435	43,868	62,779	171,346	▲ 18,911	108,567	89.0	16.50	9,238	10,385
青 梅 市	128,691	26,241	38,902	141,352	▲ 12,661	102,450	91.0	103.26	1,246	1,369
府 中 市	221,456	70,447	75,638	226,647	▲ 5,191	151,009	97.7	29.34	7,548	7,725
昭 島 市	96,560	27,762	37,687	106,485	▲ 9,925	68,798	90.7	17.33	5,572	6,145
調 布 市	178,626	50,048	76,174	204,752	▲ 26,126	128,578	87.2	21.53	8,297	9,510
町 田 市	330,651	82,198	128,355	376,808	▲ 46,157	248,453	87.8	71.62	4,617	5,261
小 金 井 市	93,522	29,509	47,657	111,670	▲ 18,148	64,013	83.7	11.33	8,254	9,856

区 市 町 村 名		昼間人口 注4)	流入人口	流出口	夜間人口 注4)	流 入 超過人口 (▲:流出) 注5)	残留人口	昼間人口 指 数 (夜間人口 =100)	面積 (k㎡)	人口密度 (人/k㎡)	
										昼間 人口	夜間 人口
	小 平 市	154,079	41,899	66,417	178,597	▲ 24,518	112,180	86.3	20.46	7,531	8,729
	日 野 市	144,265	41,113	64,781	167,933	▲ 23,668	103,152	85.9	27.53	5,240	6,100
	東 村 山 市	111,681	22,700	52,654	141,635	▲ 29,954	88,981	78.9	17.17	6,504	8,249
	国 分 寺 市	88,559	25,639	48,324	111,244	▲ 22,685	62,920	79.6	11.48	7,714	9,690
	国 立 市	71,484	26,896	27,595	72,183	▲ 699	44,588	99.0	8.15	8,771	8,857
	福 生 市	51,891	13,367	22,901	61,425	▲ 9,534	38,524	84.5	10.24	5,067	5,999
	狛 江 市	53,540	9,689	31,854	75,705	▲ 22,165	43,851	70.7	6.39	8,379	11,847
	東 大 和 市	60,927	12,948	29,214	77,193	▲ 16,266	47,979	78.9	13.54	4,500	5,701
	清 瀬 市	57,390	13,982	24,612	68,020	▲ 10,630	43,408	84.4	10.19	5,632	6,675
	東久留米市	86,312	15,809	42,359	112,862	▲ 26,550	70,503	76.5	12.92	6,680	8,735
	武蔵村山市	59,053	15,041	22,003	66,015	▲ 6,962	44,012	89.5	15.37	3,842	4,295
	多 摩 市	126,570	40,318	59,605	145,857	▲ 19,287	86,252	86.8	21.08	6,004	6,919
	稲 城 市	55,521	14,300	27,988	69,209	▲ 13,688	41,221	80.2	17.97	3,090	3,851
	羽 村 市	54,044	18,739	20,563	55,868	▲ 1,824	35,305	96.7	9.91	5,453	5,638
	あきる野市	65,697	13,487	26,030	78,240	▲ 12,543	52,210	84.0	73.34	896	1,067
	西 東 京 市	141,030	35,218	75,045	180,857	▲ 39,827	105,812	78.0	15.85	8,898	11,411
多摩地区町村部		58,099	17,707	19,860	60,252	▲ 2,153	40,392	96.4	375.96	155	160
	瑞 穂 町	34,871	13,432	11,351	32,790	2,081	21,439	106.3	16.83	2,072	1,948
	日 の 出 町	13,579	3,340	6,392	16,631	▲ 3,052	10,239	81.6	28.08	484	592
	檜 原 村	2,842	359	773	3,256	▲ 414	2,483	87.3	105.42	27	31
	奥 多 摩 町	6,807	1,016	1,784	7,575	▲ 768	5,791	89.9	225.63	30	34
島 し ょ 地 区		27,967	354	27	27,640	327	27,613	101.2	405.72	69	68
	大 島 町	9,292	82	14	9,224	68	9,210	100.7	91.06	102	101
	利 島 村	325	23	-	302	23	302	107.6	4.12	79	73
	新 島 村	3,176	39	10	3,147	29	3,137	100.9	27.77	114	113
	神 津 島 村	2,159	21	6	2,144	15	2,138	100.7	18.87	114	114
	三 宅 村	-	-	-	-	-	-	-	55.50	-	-
	御 蔵 島 村	330	23	1	308	22	307	107.1	20.58	16	15
	八 丈 町	9,569	92	11	9,488	81	9,477	100.9	72.62	132	131
	青 ケ 島 村	228	25	-	203	25	203	112.3	5.98	38	34
	小 笠 原 村	2,888	65	1	2,824	64	2,823	102.3	104.41	28	27
総 数		14,666,899	3,144,644	494,998	12,017,253	2,649,646	11,522,255	122.0	2 187	6,706	5,495
内 訳	特別区	11,125,135	3,470,505	437,638	8,092,268	3,032,867	7,654,630	137.5	621	17,902	13,022
	多摩地区	3,513,797	434,447	817,995	3,897,345	▲ 383,548	3,079,350	90.2	1 160	3,029	3,360
	市部	3,455,698	416,740	798,135	3,837,093	▲ 381,395	3,038,958	90.1	783.92	4,408	4,895
	町村部	58,099	17,707	19,860	60,252	▲ 2,153	40,392	96.4	375.96	155	160
	島しょ地区	27,967	354	27	27,640	327	27,613	101.2	405.72	69	68
	町村(多摩+島しょ)	86,066	18,061	19,887	87,892	▲ 1,826	68,005	97.9	781.68	110	112

注1) 特に断りのないかぎり本書のすべての人口及び人口密度には年齢不詳の者を含まない。

注2) 面積は、平成13年2月14日付12総行区第884号「東京都区市町村別の面積について」による平成12年10月1日現在の数値である。

注3) 西東京市の各数値は、旧田無市と旧保谷市の数値を合算した。(昼間人口指数・人口密度は、再計算した。)

注4) 印の列の各数値は、当該表の関連数値から算定した数値である。

注5) 労働力状態不詳の者を含む。

注6) ▲は流出超過を示す。

5 救 援

救援の程度及び方法の基準

平成18年4月1日現在

根拠法令	救援の種類			対 象	費用の限度額	備 考																										
	収容施設の供与	避難所	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 300円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算																										
			長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,342,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 300円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																										
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,342,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可																											
	炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者	1人1日(3食)当り 1,010円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による																											
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用																											
	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定		次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具 ニ 光熱材料																										
				<table><tr><td colspan="2">世帯人数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>3人</td><td>4人</td><td>5人</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr><tr><td rowspan="2">季別</td><td>夏</td><td>17,200円以内</td><td>22,100円以内</td><td>32,600円以内</td><td>39,000円以内</td><td>49,500円以内</td><td>7,200円以内</td></tr><tr><td>冬</td><td>28,400円以内</td><td>36,700円以内</td><td>51,200円以内</td><td>60,100円以内</td><td>75,400円以内</td><td>10,300円以内</td></tr></table>						世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算	季別	夏	17,200円以内	22,100円以内	32,600円以内	39,000円以内	49,500円以内	7,200円以内	冬	28,400円以内	36,700円以内	51,200円以内	60,100円以内	75,400円以内	10,300円以内
				世帯人数		1人	2人	3人	4人	5人	6人以上1人増すごとに加算																					
季別	夏	17,200円以内	22,100円以内	32,600円以内	39,000円以内	49,500円以内	7,200円以内																									
	冬	28,400円以内	36,700円以内	51,200円以内	60,100円以内	75,400円以内	10,300円以内																									

根拠 法令	救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
	医療の提供及び助産	医 療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助 産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の 8 0 / 1 0 0 以内の額	○ 次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 病院又は診療所への収容 5 看護
	被災者の捜索及び救出		避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
	埋葬及び火葬		武力攻撃災害の際死亡した者	一体当り 大人 1 9 9 , 0 0 0 円以内 小人 1 5 9 , 2 0 0 円以内	○ 死体の応急的処理程度ものを行う ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○ 次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つば又は骨箱
	電話その他の通信設備の提供		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費
		武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1 世帯当り 5 0 0 , 0 0 0 円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施
		学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○ 小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○ 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4 , 1 0 0 円 中学校生徒 1人当たり 4 , 4 0 0 円 高等学校等生徒 1人当たり 4 , 8 0 0 円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童・中学校生徒 盲、聾、養護学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒 ○ 高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、盲、聾、養護学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

根拠 法令	救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考
		死体の 搜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
		死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗淨、縫合、消毒等 一体当り 3,300円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,000円以内 ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗淨、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
	武力攻撃によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	障害物の 除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 137,000円以内	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
	救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者搜索、救出 4 死体搜索、処理 5 救済用物資の整理配分

- この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、厚生労働大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成16年厚生労働省告示第343号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。
- 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。
- 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣が特別基準を定める。（基準告示第1条第2項）
- 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、厚生労働大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。（基準告示第1条第3項）

参考

国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第9条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、厚生労働大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[緊急を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあつては、その救援を開始した日）から厚生労働大臣が定める日までとする。

地 域 内 輸 送 拠 点 一 覧

東京都地域防災計画 震災編（平成15年修正版）別冊資料第120より転載

区市町村の地域における緊急物資等の受入、配分、被災地への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を次のように定める。

（平成15年4月1日現在）

施 設 名 称	所 在 地	施 設 名 称	所 在 地
1 千代田区本庁舎	千代田区九段南1-6-11	26 武蔵野市立武蔵野総合体育館	武蔵野市吉祥寺北町5-11-20
2 中央区本庁舎	中央区築地1-1-1	27 三鷹市本庁舎	三鷹市野崎1-1-1
3 港区本庁舎	港区芝公園1-5-25	28 青梅市本庁舎	青梅市東青梅1-11-1
4 新宿区立総合体育館第2号館	新宿区大久保3-1-2	29 府中市本庁舎	府中市宮西町2-24
5 文京区文化センター	文京区春日1-16-21	30 昭島市本庁舎	昭島市田中町1-17-1
6 台東区本庁舎	台東区東上野4-5-6	31 調布市本庁舎	調布市小島町2-35-1
7 墨田区本庁舎	墨田区吾妻橋1-23-20	32 町田市本庁舎	町田市中町1-20-23
8 江東区本庁舎	江東区東陽4-11-28	33 小金井市本庁舎	小金井市本町6-6-3
9 品川区防災センター	品川区広町2-1-36	34 小平市民総合体育館	小平市津田町1-1-1
10 目黒区本庁舎	目黒区中央町2-4-5	35 日野市本庁舎	日野市神明1-12-1
11 大田区体育館	大田区東蒲田1-11-1	36 東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町3-30-5
12 世田谷区本庁舎	世田谷区世田谷4-21-27	37 国分寺市本庁舎	国分寺市戸倉1-6-1
13 渋谷区本庁舎	渋谷区宇田川町1-1	38 国立市本庁舎	国立市富士見台2-47-1
14 中野区本庁舎	中野区中野4-8-1	39 西東京市本庁舎	西東京市南町5-6-13
15 杉並区立永福体育館	杉並区永福3-51-17	40 福生市本庁舎	福生市本町5
16 豊島区立豊島体育館	豊島区要町3-47-8	41 狛江市本庁舎	狛江市和泉本町1-1-5
17 北区防災センター	北区西ヶ原2-1-6	42 東大和市本庁舎	東大和市中央3-930
18 荒川区本庁舎	荒川区荒川2-2-3	43 清瀬市本庁舎	清瀬市中里5-842
19 板橋区立小豆沢体育館	板橋区小豆沢3-1-1	44 東久留米市立久留米中学校	東久留米市幸町5-9-11
20 練馬区本庁舎	練馬区豊玉北6-12-1	45 武蔵村山市本庁舎	武蔵村山市本町1-1-1
21 足立区立保木間公園	足立区竹の塚3-8	46 多摩市立武道館・陸上競技場	多摩市諏訪4-9
22 葛飾区地域産業振興会館	葛飾区青戸	47 稲城市本庁舎	稲城市東長沼2111
23 江戸川区総合文化センター	江戸川区中央4-14-1	48 あきる野市本庁舎	あきる野市二宮350
24 八王子市甲の原体育館	八王子市中野町2726-8	49 羽村市本庁舎	羽村市緑ヶ丘5-2-1
25 立川市本庁舎	立川市錦町3-2-23	50 瑞穂町本庁舎	瑞穂町大字箱根ヶ崎2335
		51 日の出町本庁舎	日の出町大字平井2780
		52 奥多摩町本庁舎	奥多摩町氷川215-6
		53 檜原村本庁舎	檜原村467-1

整理 NO.	候補地名称	所在地	座標	1ヘリ離着陸面 及び想定候補面積	現況	管理者	立川基地 3		新木場ヘリポート 3		木更津基地 3	
							直線距離	飛行時間	直線距離	飛行時間	直線距離	飛行時間
	東京都立木場公園	江東区木場4丁目	北緯(35°40'31") 東経(139°48'41")	150X50 10,000	(多目的広場)	東京都建設局	51	22分	5	2分	62	22分
	東京都立駒沢オリンピック公園	世田谷区駒沢公園1番1号 目黒区東が丘2、八雲5	北緯(35°37'20") 東経(139°40'01")	100X80 18,000	(陸上競技場)	東京都建設局 東京都教育庁	31	15分	16	6分	45	18分
	東京都立和田堀公園	杉並区大宮1丁目6番地	北緯(35°40'51") 東経(139°38'43")	100X80 11,000	(陸上競技広場)	東京都建設局	35	16分	19	7分	53	20分
	東京都立城北中央公園	板橋区桜川1丁目4番 練馬区氷川台1丁目7番	北緯(35°45'09") 東経(139°40'33")	100X80 14,000	(陸上競技広場)	東京都建設局	29	15分	20	7分	60	22分
	東京都立舎人公園	足立区舎人公園	北緯(35°47'52") 東経(139°46'21")	100X80 18,000	(陸上競技場)	東京都建設局	36	17分	19	7分	72	25分
	東京都立水元公園	葛飾区水元公園4番地 葛飾区東金町8丁目31番地	北緯(35°47'11") 東経(139°52'08")	100X80 20,000	(駐車場)	東京都建設局	49	21分	18	6分	63	23分
	東京都立篠崎公園	江戸川区篠崎1丁目25番地	北緯(35°42'43") 東経(139°54'06")	100X100 20,000	(野球場)	東京都建設局	51	22分	10	4分	58	21分
	東京都立葛西臨海公園	江戸川区臨海町6丁目2番地	北緯(35°38'24") 東経(139°51'29")	100X100 20,000	(駐車場)	東京都建設局	56	24分	2	1分	69	24分
	東京都立小金井公園	小金井市関野町1・2、桜町 小平市花小金井南町3 西東京市向台6 武蔵野市桜堤3	北緯(35°40'31") 東経(139°48'41")	100X100 22,000	(いこいの広場)	東京都建設局	11	5分	30	11分	49	21分
	東京都立神代植物公園	調布市深大寺元町5、大寺北 町1・2	北緯(35°37'20") 東経(139°40'00")	100X100 20,000	(広場)	東京都建設局	14	6分	27	10分	43	17分
	都立武蔵野の森公園	府中市朝日町3 調布市西町290 三鷹市大沢6	北緯(35°40'51") 東経(139°38'43")	100X80 25,000	(整備中)	東京都建設局	11	5分	30	11分	45	20分
	東京都立川地域防災センター(2)	立川市緑町3233-2	北緯(35°45'09") 東経(139°40'33")	10,000	(防災施設)	東京都総務局ほか			40	14分	56	21分

1 ヘリ離着陸面は、ヘリコプターの離着陸想定面(m)、想定候補面積は、救助・救出部隊の活動拠点としての想定面積(m²)であり、いずれも平成12～13年度の各種調査を基にした推計値。

2 活動拠点としての東京都立川地域防災センターについては、立川防災基地内の都防災機関の施設等の機能を含む。

3 立川は立川防災基地、新木場は東京ヘリポート、木更津は木更津自衛隊基地、それぞれの場所から当該拠点までのヘリコプター飛行距離と到着見込み時間を参考表示した。

災害時臨時離着陸場候補地一覧（都総務局）

東京都地域防災計画 震災編（平成15年修正版）別冊資料第99より転載

区分	エリア名	施設名	座 標	所 在 地	1候補地 面積等	候補地有 効面積 (m2)	避難 場所 指定	現況	所有者
1	千代田エリア	北の丸公園第4駐車場	北緯35° 689511 東経139° 752151	北の丸公園1	4,600	13,800		駐車場	環境省
2	千代田エリア	北の丸公園第3駐車場	北緯35° 687713 東経139° 756602	北の丸公園2	3,000	10,000			
3	千代田エリア	皇居前広場	北緯35° 東経139°	皇居外苑1	5,000	200,000		広場	環境省
4	千代田エリア	上智大学運動場	北緯35° 東経139°	紀尾井町5	1,400	5,100		運動場	上智大学
5	中央エリア	区立豊海運動公園	北緯35° 東経139°	豊海町3 - 19	10,597	10,597		公園	区
6	中央エリア	都立晴海運動場	北緯35° 東経139°	晴海5 - 9	8,068	8,068	○	運動場	都
7	中央エリア	区立浜町運動場	北緯35° 東経139°	浜町2 - 59 - 1	4,873	4,873	○	運動場	区
8	港エリア	都立城南高校	北緯35° 東経139°	六本木6丁目	5,600	5,600		グラウンド	都立城南高校
9	港エリア	芝公園グラウンド	北緯35° 東経139°	芝公園4丁目	7,000	7,000	○	グラウンド	都(建設局)
10	港エリア	区立麻布野球場	北緯35° 東経139°	南麻布5丁目	7,200	7,200	○	グラウンド	港区
11	港エリア	迎賓館ヘリポート	北緯35° 東経139°	元赤坂2丁目	3,600	3,600		ヘリポート	内閣府
12	港エリア	水産大学グラウンド	北緯35° 東経139°	港南4丁目	2,500	72,751	○	グラウンド	東京水産大学
13	港エリア	聖心女子学院	北緯35° 637932 東経139° 729142	白金4丁目	7,000	5,000	○	グラウンド	聖心女子学院
14	新宿エリア	西落合公園	北緯35° 東経139°	西落合2-10	9,500	9,500	○	公園	国・区
15	新宿エリア	明治神宮外苑	北緯35° 673448 東経139° 721924	霞岳町	134,075	132,075	○	公園	国
16	新宿エリア	都立落合中央公園	北緯35° 東経139°	上落合1-2	13,696	13,696		公園	都
17	文京エリア	目白運動場	北緯35° 東経139°	目白台1 - 20 - 2	5,000	16,000		運動場	国家公務員共済連合会
18	文京エリア	区立教育の森公園	北緯35° 716689 東経139° 739225	大塚3 - 29	3,200	3,500	○	公園	国・区
19	文京エリア	東京大学農学部グラウンド	北緯35° 714523 東経139° 762987	弥生1-1	3,200	4,000	○	グラウンド	東大
20	文京エリア	東京大学サッカーグラウンド	北緯35° 708829 東経139° 766666	本郷7-3-1	4,000	9,800	○	グラウンド	東大
21	文京エリア	東京医科歯科大学病院ヘリポート	北緯35° 698662 東経139° 766661	湯島1-5-45					
22	文京エリア	順天堂大学病院ヘリポート	北緯35° 699303 東経139° 765637	本郷3-1-3					
23	台東エリア	都立上野公園	北緯35° 東経139°	上野公園	1,600	418,200	○	公園	東京都
24	台東エリア	区立リッパースポーツ野球場	北緯35° 東経139°	今戸一丁目1番30号	9,648	9,648		野球場	台東区
25	台東エリア	区立リッパースポーツ少年野球場	北緯35° 東経139°	浅草七丁目1番22号	3,600	3,600		野球場	台東区
26	台東エリア	永寿総合病院ヘリポート	北緯35° 706702 東経139° 782761	東上野2-23-16					
27	墨田エリア	区立新平井橋公園	北緯35° 東経139°	東墨田1-6-2	2,026	4,053		公園	都・区
28	江東エリア	区立潮見運動公園	北緯35° 東経139°	潮見1丁目	7,585	21,728	○	公園	区
29	江東エリア	都立夢の島公園	北緯35° 東経139°	夢の島1・3番地	100X100	234,850	○	公園	都
30	江東エリア	都立有明テニスの森公園	北緯35° 東経139°	有明2丁目	8,800	53,000	○	公園	都
31	江東エリア	都立若洲海浜公園	北緯35° 東経139°	若洲	119,000	595,300		公園	都
32	江東エリア	都立辰巳の森海浜公園	北緯35° 東経139°	辰巳2丁目	6,600	40,000	○	公園	都
33	江東エリア	都立シンボルロード公園	北緯35° 東経139°	青海1・2、有明2・3	14,700	73,500		公園	都
34	江東エリア	都立新砂運動場	北緯35° 東経139°	新砂3丁目	25,317	25,317		運動場	都
35	江東エリア	東京商船大学第二グラウンド	北緯35° 東経139°	越中島2丁目	80X80	10,929	○	グラウンド	商船大

区分	エリア名	施設名	座 標	所 在 地	1候補地 面積等	候補地有 効面積 (m2)	避難 場所 指定	現況	所有者
36	江東エリア	あそか病院ヘリポート	北緯35° 686634 東経139° 815297	住吉1-18-1					
37	江東エリア	都立大島少年運動場	北緯35° 東経139°	大島9丁目9番	135X45	7,000		運動場	都
38	江東エリア	青海フロンティアビル	北緯35° 東経139°	青海2-43					
39	江東エリア	テレコムセンタービル	北緯35° 東経139°	青海2-38					
40	江東エリア	東京国際展示場	北緯35° 東経139°	有明3-12					
41	江東エリア	東京国際展示場駐車場	北緯35° 東経139°	有明3					
42	品川エリア	区立天王州公園	北緯35° 東経139°	東品川2丁目	16,800	23,500	○	公園	区
43	品川エリア	区立鯉州運動公園	北緯35° 東経139°	東大井1丁目	8,000	11,200		公園	区
44	品川エリア	区立八潮公園多目的広場	北緯35° 東経139°	八潮5丁目	4,200	4,879	○	広場	区
45	品川エリア	都立大井ふ頭中央海浜公園	北緯35° 東経139°	八潮4丁目	28,300	170,200	○	公園	都(建設局)
46	目黒エリア	区立碑文谷公園	北緯35° 東経139°	碑文谷6丁目	5,000	5,000		公園	目黒区
47	目黒エリア	都立大附属高校及び都立大学跡地	北緯35° 東経139°	八雲1丁目	1,141	1,141		運動場	東京都
48	目黒エリア	東京大学陸上競技場	北緯35° 東経139°	駒場3丁目8番	10,000	12,800	○	運動場	東大
49	大田エリア	都立大田スタジアム	北緯35° 東経139°	東海1-2-10	7,202	7,202		野球場	都
50	大田エリア	都立大井埠頭中央海浜公園	北緯35° 東経139°	東海1-4他	40,320	46,221	○	公園	都
51	大田エリア	平和島公園	北緯35° 東経139°	平和島4-2-2	17,191	17,191	○	野球場	区
52	大田エリア	萩中公園	北緯35° 東経139°	萩中3-25-26	14,091	14,091	○	野球場、交通公園	国区
53	大田エリア	大師橋緑地野球場グラウンド	北緯35° 東経139°	本羽田1丁目地先	14,795	14,795	○	グラウンド	国
54	大田エリア	六郷橋緑地ゲートボール場	北緯35° 東経139°	東六郷3丁目地先	2,975	2,975		運動場	国
55	大田エリア	多摩川緑地野球場	北緯35° 東経139°	西六郷4丁目地先	65,502	65,502	○	野球場	国
56	大田エリア	多摩川緑地サッカー場	北緯35° 東経139°	西六郷4丁目地先	7,741	7,741	○	運動場	国
57	大田エリア	丸子橋野球場	北緯35° 東経139°	田園調布本町地先	1,255	2,316	○	野球場	国
58	大田エリア	ガス橋緑地少年野球場	北緯35° 東経139°	下丸子2丁目地先	4,138	7,634	○	野球場	国
59	大田エリア	ガス緑地少年サッカー場	北緯35° 東経139°	下丸子3丁目地先	2,098	3,870	○	運動場	国
60	大田エリア	多摩川田園調布緑地サッカー場	北緯35° 東経139°	田園調布4丁目地先	3,252	3,252	○	運動場	国
61	大田エリア	京浜島防災広場	北緯35° 東経139°	京浜島2-10	4,875	4,875		公園	区
62	大田エリア	都立南高校グラウンド	北緯35° 東経139°	中馬込3-11-10	3,562	3,562		公園	都
63	世田谷エリア	世田谷公園	北緯35° 東経139°	池尻1-5	10,000	71,103	○	公園	国
64	世田谷エリア	都立砧公園	北緯35° 東経139°	砧公園1-1	10,000	359,508	○	公園	都
65	世田谷エリア	馬事公苑	北緯35° 633651 東経139° 63651	上用賀2-1	2,000	140,400	○	公園	国
66	世田谷エリア	明治大学八幡山グラウンド	北緯35° 659351 東経139° 620268	八幡山2-17	2,000	53,025	○	グラウンド	私立
67	世田谷エリア	区立小泉公園	北緯35° 東経139°	駒沢2-42	3,431	3,431		公園	区
68	世田谷エリア	区立赤松公園	北緯35° 東経139°	赤堤4-10	3,751	3,751		公園	区
69	世田谷エリア	駒沢大学グラウンド	北緯35° 654659 東経139° 601764	上祖師谷2丁目8番	2,000	7,000		野球場	都
70	渋谷エリア	都立代々木公園競技場(織田フィー	北緯35° 東経139°	神南2-3-1	21,000	21,000	○	陸上競技場	都(建設局)
71	中野エリア	区立第十一中学校	北緯35° 東経139°	丸山一丁目1番	900	3,648		運動場	区
72	中野エリア	区立上高田野球場	北緯35° 東経139°	上高田五丁目7番1号	2,025	8,910	○	野球場	区
73	中野エリア	東大教育学部中高等学校	北緯35° 東経139°	南台一丁目15番	10,000	19,807	○	グラウンド	東大

区分	エリア名	施設名	座標	所在地	1候補地 面積等	候補地有 効面積 (m2)	避難 場所 指定	現況	所有者
74	中野エリア	都立武蔵丘高校	北緯35° 東経139°	上鷲宮二丁目14番1号	900	16,008	○	グラウンド	都
75	北エリア	区立中央公園	北緯35° 東経139°	十条台1-2-1	10,000	25,603	○	公園	区
76	荒川エリア	区立南千住野球場	北緯35° 東経139°	南千住6-45	11,319	11,319	○	野球場	区
77	荒川エリア	サッカーグラウンド	北緯35° 東経139°	東尾久7-1	8,500	6,500	○	グラウンド	都
78	板橋エリア	荒川戸田緑地	北緯35° 東経139°	新河岸1丁目	40,000	732,206	○	緑地	国
79	板橋エリア	都立赤塚公園	北緯35° 東経139°	高島平3-1	4,000	135,781	○	グラウンド	都
80	板橋エリア	区立小豆沢公園	北緯35° 東経139°	小豆沢3-8	9,300	34,000		野球場	区
81	板橋エリア	区立城北公園	北緯35° 東経139°	坂下2-19	8,400	12,000		グラウンド	区
82	板橋エリア	区立赤塚二中校庭	北緯35° 東経139°	成増3-18	7,500	12,986		校庭	区
83	板橋エリア	板橋区役所屋上	北緯35° 東経139°	板橋2-66-1					
84	練馬エリア	練馬区役所屋上	北緯35° 東経139°	豊玉北6-12					
85	練馬エリア	石神井公園	北緯35° 東経139°	石神井台2	5,000	142,300	○	グラウンド	都建設局
86	練馬エリア	豊島園	北緯35° 東経139°	向山3-25-1	2,000	56,100	○	グラウンド	豊島園
87	練馬エリア	区立練馬総合運動場	北緯35° 東経139°	練馬2-29-10	5,000	23,224		運動場	練馬区
88	練馬エリア	都立城北中央公園野球場B	北緯35° 750882 東経139° 674319	氷川台1-6				野球場	
89	足立エリア	区立平野運動場	北緯35° 東経139°	平野2丁目12-1	2,500	8,646		野球場	区
90	足立エリア	区立谷中公園	北緯35° 東経139°	谷中2丁目23-36	6,400	8,240		公園・野球場	区
91	足立エリア	区立千住新橋運動場	北緯35° 東経139°	千住5丁目先	16,900	16,900	○	野球場	区
92	足立エリア	都立舎人公園野球場	北緯35° 791878 東経139° 772081	舎人公園				野球場	
93	葛飾エリア	新四つ木橋地区東岸	北緯35° 東経139°	東四つ木3丁目地先	10,000	307,200	○	河川敷	国
94	江戸川エリア	都立大島・小松川公園	北緯35° 東経139°	小松川1-1	25,000	44,825	○	公園	都(建設局)
95	江戸川エリア	都立葛西臨海公園東側駐車場	北緯35° 639294 東経139° 86752	臨海町6丁目					
96	江戸川エリア	都立葛西海浜公園人口なきさ	北緯35° 636237 東経139° 855133	臨海町6丁目					
97	江戸川エリア	葛西下水処理場多目的広場	北緯35° 東経139°	臨海町6丁目					
98	八王子エリア	市立富士森公園	北緯35° 東経139°	台町2-2	16,640	16,640		陸上競技場	市
99	八王子エリア	滝が原運動場	北緯35° 東経139°	高月町2401	132,753	132,753		運動場	国
100	八王子エリア	市立由木中学校	北緯35° 東経139°	下柚木2-34-2	8,901	8,901		校庭	市
101	八王子エリア	拓殖大学グラウンド	北緯35° 東経139°	館町815-1	5,400	5,400		運動場	民
102	八王子エリア	陵北野球場	北緯35° 東経139°	西寺方町626先	160X120	19,200		運動場	都
103	八王子エリア	共立女子学園グラウンド	北緯35° 東経139°	元八王子町1-710	5,346	5,346		運動場	民
104	八王子エリア	清川河川敷広場	北緯35° 東経139°	清川町19先	6,480	6,480		広場	都
105	八王子エリア	市立大塚公園	北緯35° 東経139°	鹿島104-1	150	150		公園	市
106	八王子エリア	元横山町2号河川敷広場	北緯35° 東経139°	田町4先	8,000	8,000		広場	国
107	立川エリア	国立東京災害医療センターヘリポート	北緯35° 4152 東経139° 2450	緑町3256					
108	武蔵野エリア	都立武蔵野中央公園	北緯35° 東経139°	八幡町2-4	10,000	100,898	○	公園	東京都
109	武蔵野エリア	市立本宿小学校	北緯35° 東経139°	吉祥寺東町4-1-9	2,500	7,068		校庭	武蔵野市
110	武蔵野エリア	市立堺南小学校	北緯35° 東経139°	境南町2-27-27	2,000	8,710		校庭	武蔵野市
111	武蔵野エリア	市立第3中学校	北緯35° 東経139°	吉祥寺東町1-23-8	3,600	7,038		校庭	武蔵野市

区分	エリア名	施設名	座標	所在地	1候補地 面積等	候補地有 効面積 (㎡)	避難 場所 指定	現況	所有者
112	武蔵野エリア	市立第5中学校	北緯35° 東経139°	関前2-10-20	3,600	10,243		校庭	武蔵野市
113	武蔵野エリア	日本獣医畜産大学	北緯35° 東経139°	境南町1-7-1	3,000	3,000		グラウンド	民間
114	武蔵野エリア	武蔵野市営陸上競技場	北緯35° 東経139°	吉祥寺北町5-11	7,000	20,017	○	陸上競技場	武蔵野市
115	武蔵野エリア	武蔵野赤十字病院ヘリポート	北緯35°4137 東経139°301	境南1-26-1					
116	三鷹エリア	市立第一中学校校庭	北緯35°4054 東経139°3301	下連雀九丁目10	400	7,453		校庭	市
117	三鷹エリア	市立大沢第二グラウンド	北緯35° 東経139°	大沢5丁目21番 外	48,616	48,616		グラウンド	市
118	青梅エリア	立正佼正会青梅練成道場グラウンド	北緯35° 東経139°	小曾木二丁目450番	900	13,599		グラウンド	立正佼正会
119	青梅エリア	明星大学グラウンド	北緯35° 東経139°	長淵二丁目590番	3,685	43,517		運動場	明星大学
120	青梅エリア	市立第六小学校	北緯35° 東経139°	二俣尾三丁目903番1	4,141	4,141	○	校庭	青梅市(施設課)
121	府中エリア	東京競馬場	北緯35° 東経139°	日吉町1番	295,000	590,000		競馬場	JRA
122	府中エリア	府中市民球場	北緯35° 東経139°	寿町3丁目18番	10,000	10,000		球技場	府中市
123	昭島エリア	市立大神公園・くじら運動公園	北緯35° 東経139°	宮沢町三丁目17番	10,000	100,200		公園	国
124	昭島エリア	昭和興発(株)ゴルフ場	北緯35° 東経139°	つつじが丘一丁目1番他	600,000	600,000	○	ゴルフ場	昭和興発(株)
125	調布エリア	多摩川河川敷(第1区)	北緯35° 東経139°	多摩川	120,474	261,900	○	河川敷	国
126	調布エリア	多摩川河川敷(第2区)	北緯35° 東経139°	多摩川	111,311	241,980	○	河川敷	国
127	調布エリア	多摩川河川敷(第3区)	北緯35° 東経139°	多摩川	113,988	247,800	○	河川敷	国
128	調布エリア	市立第三小学校	北緯35° 東経139°	上石原2-19-13	3,000	8,056		校庭	市
129	調布エリア	市立八雲台小学校	北緯35° 東経139°	八雲台1-1-1	3,000	6,708		校庭	市
130	調布エリア	市立上ノ原小学校	北緯35° 東経139°	柴崎2-26-1	2,500	6,482		校庭	市
131	調布エリア	旧野川小学校	北緯35° 東経139°	西つつじヶ丘4-22	3,000	7,241		校庭	市
132	調布エリア	市立緑ヶ丘小学校	北緯35° 東経139°	緑ヶ丘2-16-1	3,000	5,559		校庭	市
133	調布エリア	市立北ノ台小学校	北緯35° 東経139°	深大寺北町2-41-1	2,500	6,636		校庭	市
134	調布エリア	市立杉森小学校	北緯35° 東経139°	染地2-25-4	3,500	7,282		校庭	市
135	調布エリア	市立国領小学校	北緯35° 東経139°	国領町8-1-55	3,500	8,910		校庭	市
136	調布エリア	市立布田小学校	北緯35° 東経139°	染地1-1-85	4,000	8,100		校庭	市
137	調布エリア	市立調布中学校	北緯35° 東経139°	富士見町4-17-1	6,400	21,627		校庭	市
138	調布エリア	市立神代中学校	北緯35° 東経139°	佐須町5-26-1	5,400	14,268		校庭	市
139	調布エリア	市立第三中学校	北緯35° 東経139°	染地3-2-7	5,625	11,811		校庭	市
140	調布エリア	市立第四中学校	北緯35° 東経139°	若葉町3-15-1	5,625	11,834		校庭	市
141	調布エリア	市立第五中学校	北緯35° 東経139°	上石原3-27-1	4,000	10,987		校庭	市
142	調布エリア	市立第七中学校	北緯35° 東経139°	八雲台2-16-1	3,500	7,468		校庭	市
143	調布エリア	市立第八中学校	北緯35° 東経139°	仙川町2-15-2	3,500	6,706		校庭	市
144	町田エリア	日本大学第三高等学校	北緯35° 東経139°	図師町2375	5,000	30,000	○	グラウンド	日本大学第三高等学校
145	町田エリア	市立藤の台球場	北緯35° 東経139°	本町田3486	8,000	8,000	○	グラウンド	市
146	町田エリア	市立町田中央公園	北緯35° 東経139°	旭町3-20-60	12,000	12,000	○	公園	市
147	町田エリア	市立野津田公園	北緯35° 東経139°	野津田町2035	1,000	41,000	○	公園	市
148	町田エリア	市立山崎第二スポーツ広場	北緯35° 東経139°	山崎町569-1	13,000	13,000		スポーツ広場	都
149	町田エリア	市立リサイクルセンター	北緯35° 東経139°	下小山田町3160	5,000	55,000		処理場	市

区分	エリア名	施設名	座標	所在地	1候補地 面積等	候補地有 効面積 (m2)	避難 場所 指定	現況	所有者
150	町田エリア	鶴見川クリーンセンター	北緯35° 東経139°	三輪緑山1-1	5,000	35,000		下水処理場	市
151	町田エリア	市庁舎用地	北緯35° 東経139°	森野2-2-2	15,000	15,000		市庁舎建設予定地	市
152	町田エリア	法政大学プレイグラウンド	北緯35° 東経139°	相原町4342番地	60X60	3,600		グラウンド	法政大
153	小平エリア	市立中央公園	北緯35° 東経139°	津田町1-1	14,000	66,000	○	運動場	市(教育委員会)
154	小平エリア	丸井総合グラウンド	北緯35° 4346 東経139° 3023	花小金井五丁目6-1	16,800	38,000		運動場	(株)丸井
155	小平エリア	千代田区グラウンド	北緯35° 東経139°	花小金井南町三丁目2	11,000	11,000		運動場	千代田区(教育委員会)
156	日野エリア	多摩川グラウンド	北緯35° 東経139°	新井	5,000	22,350		河川敷グラウンド	国土交通省
157	日野エリア	浅川スポーツ広場	北緯35° 東経139°	万願寺	5,000	10,000		グラウンド	財務省
158	日野エリア	東光寺グラウンド	北緯35° 東経139°	新町	5,500	13,500		河川敷グラウンド	国土交通省
159	日野エリア	杉野女子大学日野キャンパス	北緯35° 東経139°	百草1006	5,000	25,706		校庭	杉野学園
160	日野エリア	豊田児童グラウンド	北緯35° 東経139°	豊田1	5,000	6,070		河川敷グラウンド	国土交通省
161	国分寺エリア	市立窪東公園	北緯35° 東経139°	東戸倉2	60X70	7,000		公園	市
162	国立エリア	都立第五商業高等学校	北緯35° 東経139°	中3-4	30X30	16,000		運動場	都
163	西東京エリア	市立文理台公園	北緯35° 東経139°	東町一丁目4	9,002	9,002	○	公園	西東京市
164	西東京エリア	市立谷戸小学校	北緯35° 東経139°	緑町三丁目1-1	1,600	5,627		校庭	西東京市
165	福生エリア	市立多摩川中央公園	北緯35° 東経139°	北田園1-17	3,000	35,480	○	公園	福生市
166	狛江エリア	市立多摩川緑地公園	北緯35° 東経139°	猪方4丁目先他	750,000	75,000	○	河川敷	国
167	東大和エリア	市立第六小学校運動場	北緯35° 東経139°	仲原一丁目5番地1	4,500	9,000		運動場	市
168	東大和エリア	市立第一中学校運動場	北緯35° 東経139°	奈良橋三丁目530番地	10,500	21,000		運動場	市
169	東大和エリア	都立東大和南公園	北緯35° 東経139°	桜が丘二丁目106番地2	24,700	80,994		陸上競技場	都
170	東久留米エリア	柳泉園組合グラウンド	北緯35° 東経139°	下里4-3-10	5,000	10,692		グラウンド	組合
171	東久留米エリア	市立滝山公園	北緯35° 東経139°	滝山2-4	5,000	14,220		公園	市
172	武蔵村山エリア	東京経済大学	北緯35° 東経139°	学園5-22	15,000	15,000		グラウンド	東京経済大学
173	多摩エリア	市立一ノ宮公園	北緯35° 東経139°	一ノ宮1049先	5,000	15,000		公園	多摩市
174	多摩エリア	市立関戸公園(グラウンド)	北緯35° 東経139°	関戸3-5	5,000	6,000		公園	多摩市
175	稲城エリア	九段尽性園グラウンド	北緯35° 東経139°	押立1,726-1	90X90	22,500		グラウンド	九段尽性園
176	稲城エリア	日本大学商学部グラウンド	北緯35° 東経139°	平尾1281番地	29,000	29,000		グラウンド	日大
177	稲城エリア	市立南山グラウンド	北緯35° 東経139°	東長沼2406番地1	69,000	69,000		グラウンド	稲城市
178	羽村エリア	市立宮ノ下運動公園	北緯35° 東経139°	羽加美四丁目875番地先	23,000	23,000		グラウンド	市
179	あきる野エリア	市立小和田グラウンド	北緯35° 東経139°	小和田8	100X50	23,695		運動場	市
180	あきる野エリア	東京サマーランド	北緯35° 東経139°	上代継600番地	2,000	2,000		駐車場	東京サマーランド
181	あきる野エリア	コンパックコンピューター	北緯35° 東経139°	管生1432番地	50X50	1,000		運動場	コンパックコンピューター
182	あきる野エリア	市民広場	北緯35° 東経139°	二宮683	22,320	22,320		公園	あきるの市
183	瑞穂エリア	町立石畑公園	北緯35° 東経139°	石畑2236番	7,000	7,000		公園	町
184	日の出エリア	亜細亜大学グラウンド	北緯35° 東経139°	平井1466番	180X80	14,400		グラウンド	町
185	檜原エリア	檜原村ヘリポート	北緯35° 東経139°	字倉掛9428番	2,500	2,500		臨時ヘリポート	村
186	奥多摩エリア	町立登計原総合運動場	北緯35° 東経139°	氷940番地	70X80	5,000		運動場	町
187	奥多摩エリア	町立大丹波緊急離着陸場	北緯35° 東経139°	大丹波井戸地516番地外	609	1,120		臨時ヘリポート	町

区分	エリア名	施設名	座 標	所 在 地	1候補地 面積等	候補地有 効面積 (m2)	避難 場所 指定	現況	所有者
188	奥多摩エリア	町立雲取山臨時ヘリポート	北緯35° 東経139°	雲取山奥多摩小屋付近	339	625		臨時ヘリポート	町
189	奥多摩エリア	町立大麦代駐車場	北緯35° 東経139°	原5番地	1,958	3,600		臨時ヘリポート	町
190	奥多摩エリア	町立北蓑緊急離着陸場	北緯35° 東経139°	川野1527番地	1,359	2,500		臨時ヘリポート	東京都水道局
191	奥多摩エリア	東京消防庁奥多摩消防ヘリポート	北緯35° 東経139°	氷川字栃久保1930-2外	4,780	8,788		臨時ヘリポート	東京消防庁
192	島嶼エリア	差木地ヘリコプター臨時着陸広場	北緯35° 東経139°	大島町					
193	島嶼エリア	トウシキヘリコプター臨時着陸広場	北緯35° 東経139°	大島町					
194	島嶼エリア	利島臨時ヘリポート	北緯35° 東経139°	利島村					
195	島嶼エリア	式根島臨時ヘリポート	北緯35° 東経139°	新島村式根島					
196	島嶼エリア	神津島臨時ヘリポート	北緯35° 東経139°	神津島村					
197	島嶼エリア	御蔵島臨時ヘリポート	北緯35° 東経139°	御蔵島村					
198	島嶼エリア	富士中学校	北緯35° 東経139°	八丈町					
199	島嶼エリア	富士野球場	北緯35° 東経139°	八丈町					
200	島嶼エリア	大賀郷中学校	北緯35° 東経139°	八丈町					
201	島嶼エリア	三原中学校	北緯35° 東経139°	八丈町					
202	島嶼エリア	末吉中学校	北緯35° 東経139°	八丈町					
203	島嶼エリア	檜立小学校	北緯35° 東経139°	八丈町					
204	島嶼エリア	青ヶ島臨時ヘリポート	北緯35° 東経139°	青ヶ島村					
205	島嶼エリア	母島臨時ヘリポート	北緯35° 東経139°	小笠原村					
206	江東エリア	東京ヘリポート	北緯35° 東経139°	新木場4番地	○				港湾局

火 葬 場 一 覧

(平成16年1月15日現在)

	名 称	所 在 地	電話番号	設置者
23 区	瑞江葬儀所	江戸川区春江町3 - 26 - 1	03(3670)0131	東京都
	町屋斎場	荒川区町屋1 - 23 - 4	03(3892)0311	東京博善株式会社
	落合斎場	新宿区上落合3 - 34 - 12	03(3361)4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原2 - 42 - 1	03(3466)1006	
	四ツ木斎場	葛飾区白鳥2 - 9 - 1	03(3601)0424	
	桐ヶ谷火葬場	品川区西五反田5 - 32 - 20	03(3491)0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里1 - 2 - 27	03(3311)2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡4 - 15 - 1	03(3966)4242	株式会社戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海1 - 3	03(5755)2833	臨海部広域斎場組合
多 摩 地 区	青梅市火葬場	青梅市長湊5 - 743	0428(22)3918	青梅市
	瑞穂斎場組合	瑞穂町大字富士山栗原新田244	042(557)0064	瑞穂斎場組合
	思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	日の出町大字平井字谷戸3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
	八王子市斎場	八王子市山田町1681 - 2	0426(64)5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平3 - 28 - 8	042(581)4111	日野市
	南多摩斎場組合	町田市上小山田町2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
	立川・昭島・国立火葬場	立川市羽衣町3 - 20 - 18	042(522)2730	立川・昭島・国立火葬場組合
	日華多磨火葬場	府中市多磨町2 - 1 - 1	042(361)2174	株式会社日華
	府中の森市民聖苑	府中市浅間町1 - 3	042(367)7788	府中市
島 しょ	八丈町火葬場	八丈町三根3481 - 1	04996(2)1121	八丈町
	小笠原村父島火葬場	小笠原村父島字洲崎	04998(2)3113	小笠原村
	小笠原村母島火葬場	小笠原村母島字評議平	04998(2)3113	
	新島村火葬場	新島村字檜山	04992(5)1110	新島村
	式根島火葬場	新島村式根島856 - 3	04992(5)1110	
	神津島村火葬場	神津島村字金長	04992(8)0011	神津島村
	大島町火葬場	大島町元町字黒ママ352 - 3	04992(2)1441	大島町
	三宅村火葬場	三宅村阿古548-10	04994(5)0423	三宅村
計	26ヶ所			

動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方
(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物(以下「危険動物」という。)等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ(おり)等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組(関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等)を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

- 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
 - ・ 地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。
- 3 緊急対処事態における動物の保護等
緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

安 否 情 報 省 令

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成十七年三月二十八日総務省令第四十四号）

最終改正：平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）第二十五条第二項 及び第二十六条第四項（これらの規定を同令第五十二条 において準用する場合を含む。）の規定に基づき、武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令を次のように定める。

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項 及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条 において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条 において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号 により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

- 2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。
- 3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日総務省令第五〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

様式第1号 （第1条関係）

様式第2号 （第1条関係）

様式第3号 （第2条関係）

様式第4号 （第3条関係）

様式第5号 （第4条関係）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、 ○で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

氏 名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所（郵便番号を含む。）	
国籍	日本 その他（ ）
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～ を親族・同居者・知人以外 の者からの照会に対する回答する ことへの同意	同意する 同意しない
備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号（第2条関係）

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 担当者名：

[illegible]

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 3 「 国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「 負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「 現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ~ の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照會書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申 請 者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 9 5 条第 1 項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。 の場合、理由を記入願います。）	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 その他 （	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（
	その他個人を識別するための情報	
申 請 者 の 確 認		
備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 印の欄には記入しないで下さい。

安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フ リ ガ ナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

公 用 令 書 等 の 様 式

別記様式第一

収用第	号	公用令書 氏 名 住 所			
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条 第 2 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお 第 81 条 第 2 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお			
いて準用する第 81 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第 81 条 第 4 項 (理 由)					
		年	月	日	処分権者 氏 名
					印

収用すべき 物資の種類	数量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第	号	公用令書 氏 名 住 所			
		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 第 81 条 第 3 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお 第 81 条 第 3 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお			
いて準用する第 81 条 第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第 81 条 第 4 項 (理 由)					
		年	月	日	処分権者 氏 名
					印

保管すべき物資の種類	数 量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏 名

住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 82 条
第 183 条において準用す

る第 82 条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理 由)

年 月 日

処分権者 氏 名

印

名 称	数量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名

住 所

第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお

いて準用する第第 81 条第 2 項の規定に基づく公用令書(年 月 日 第
いて準用する第第 81 条第 3 項
いて準用する第第 81 条第 4 項
いて準用する第第 82 条
号) に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の
ための措置に関する法律施行令第 16 条
第 52 条において準用する第 16 条の規定により、
これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名

印

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。